

# 令和6年度決算特別委員会会議録

令和7年9月24日（水）  
（開 会） 10：00  
（閉 会） 16：08

## ○委員長

ただいまから、令和6年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に一般会計の審査を行います。一般会計の審査については、審査を効率的に進めるため、歳出は5つに、歳入は一括して質疑をさせていただきます。また、原則として質疑は質疑事項一覧表の記載順に行っていただき、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。3番目に特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましては、一般会計と同様に保留して、最後に行いたいと思います。4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、9月5日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、各委員の残時間については、モニターに随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。また、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務に支障を来すことがないように、各職場で業務に当たっていただくよう、お願いいたします。

次に、委員の皆さんに要望いたします。事業概要等については、既にご承知のことと思いますので、そのような質疑は、会議時間短縮のため、ぜひ割愛していただきますようお願いいたします。また、本委員会は令和6年度決算の審査を行うものですので、その点を十分ご理解いただき、質疑が議題外に及ぶことのないようよろしくお願い申し上げます。

最後に、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせしていただくなど、委員会のスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から、「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの10件を一括議題といたします。

お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますか。

○財政課長

提出資料につきましては各課にまたがりまますので、私のほうから一括して回答させていただきます。今回の資料要求一覧表に記載されております資料につきましては、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

令和6年度決算の概要について説明させていただきます。

「令和6年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書」の5ページをお願いいたします。

本市の令和6年度予算は第2次飯塚市総合計画に掲げる都市目標像の実現に向け、「進化し続ける元気な飯塚市」という都市ビジョンを掲げ策定いたしました。市民のまちへの愛着を高めることで人口増加を促し、税収の増加と行政サービスの向上へとつなげる好循環の形成を、持続可能な行政運営の基盤と位置づけて取り組んでまいりました。

また、国の「経済財政運営と改革の基本方針」等を踏まえ、DXの推進、子育て支援、防災・減災対策などにも積極的に対応し、地域の個性を生かしたまちづくりを進めております。依然として厳しい財政状況の中、経常収支比率の悪化など課題はありますが、社会保障費の増加を見据えつつ、安定的な財源確保に努めてまいります。

これまでの施策の成果と流れを継続しながら、職員一人一人の知恵と創意工夫を活かし、「未来への投資」と「持続可能な行政運営」の両立に全力で取り組みました。

6ページをお願いいたします。令和6年度一般会計及び各特別会計の決算額では、歳入、歳出決算額及びその差引額を掲載しております。小型自動車競走事業特別会計が赤字決算となり、令和7年度に繰上充用に係る予算を編成し補填をしていますが、それ以外の会計は黒字決算となっております。

その下の表は、普通会計ベースで算出する経常収支比率等の5年間の推移を示したもので、令和6年度の経常収支比率は98.8%と前年度と比較し1ポイント上昇しており、社会情勢や行政需要の変化に対応できる財政構造の弾力性が減少していることを示しております。

7ページをお願いいたします。一般会計決算に係る主要な施策の成果説明書では、決算の状況や歳入・歳出の状況について記載しております。

「I 決算の状況・決算規模の推移」につきましては、令和6年度の歳入歳出差引額及びこれから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額ともに黒字となっております。また、地方自治法の規定により、この実質収支額のうち9億518万5千円を令和7年度で財政調整基金及び公共施設等整備基金に編入しております。

「II 歳入の状況」では、款ごとの決算額とその構成比率、前年度との比較をした表を掲載しています。歳入では、定額減税の影響により市税は1.1%減、徴収率は前年比同率の95.4%となっています。定額減税の影響を補填する地方特例交付金は約4億9千万円の増、地方交付税は約4億6千万円の増となった一方で、ふるさと応援寄附金の減により寄附金及び繰入金金が約89億2千万円の大幅な減少となっています。さらに、投資的経費の減に伴い地方債の

発行額は約5億5千万円の減少となり、全体としては、約7億4千万円の減となっております。

8ページをお願いいたします。款別の主な歳入の状況では、前年度との増減額の内訳とその説明を表の下に記載しております。そのうち、予算に占める構成割合や増減額が大きい款を中心に説明させていただきます。

1款市税は歳入の約18%を占めており、前年度と比較して約1億6千万円の減となりました。この要因としましては、法人市民税は約4千万円の増加となり、土地・家屋の課税対象面積の増加や設備投資に伴う償却資産の増加により固定資産税は約2億1千万円の増加となっております。一方、個人市民税は定額減税の影響により約4億1千万円の減少となりましたが、この減収分は、11款地方特例交付金により補填されています。

9ページをお願いいたします。12款地方交付税は歳入の約21%を占めており、前年度と比較して約4億6千万円の増となりました。臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税は約3億4千万円の増となりました。特別交付税につきましては前年度とほぼ同額の約2億1千万円が交付されました。

11ページをお願いいたします。16款国庫支出金は歳出における事業の財源となっており、歳入の約23%を占め、事業の規模に応じて増減しており、新型コロナウイルスワクチン接種関連の補助金等が減少した一方で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、制度改正に伴う児童手当負担金、子どものための教育・保育給付交付金等が増加し、前年度と比較して約2億8千万円の増となりました。

13ページをお願いいたします。18款財産収入は、遊休未利用地の売却等により、前年度と比較して約2億7千万円の増となりました。19款寄附金は、ふるさと応援寄附金の減少により、前年度と比較して約40億円の大規模な減となりました。

14ページをお願いいたします。23款市債は、事業費の変動により、前年度と比較して約5億5千万円の減となりました。

16ページをお願いいたします。「Ⅲ歳出の状況」では、各款ごとに前年度との比較表を掲載しております。歳出では、給与改定による人件費が約6億8千万円増加となった一方で、ふるさと応援寄附金の減の影響等により物件費、補助費、積立金が合計で約60億円減少となっております。また、楽市・平恒保育所統合事業や文化会館改修事業の完了等により、投資的経費が約1億3千万円と減少したことなどにより、全体としては約7億2千万円の減となっております。

次に、主な歳出の状況では、歳入と同様に、款ごとに前年度との増減額の内訳とその説明を表の下に記載しております。そのうち、増減額が大きい款を中心に説明させていただきます。

まず、2款総務費は、ふるさと応援寄附金に関連する経費の減少に加え、颯田交流センター整備事業費、目尾地域振興基本計画事業費などの増減により、前年度と比較して約6億9千万円の減となりました。

17ページをお願いいたします。3款民生費は、定額減税調整給付事業、制度改正に伴う児童手当給付事業、市独自の制度として実施した第2子以降無償化に伴う給付事業等が増加した一方で、生活応援クーポン券発行事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業などが減少し、前年度と比較して約5億5千万円の減となりました。

18ページをお願いいたします。6款農林水産業費は、浸水対策事業の一環として実施した鯉田地区の遊水池新設事業費が皆増となったことなどにより、前年度と比較して約4億9千万円の増となりました。7款商工費は、市の単独事業として、市民1人当たり5千円分のクーポン券を配付した生活応援クーポン券発行事業や、貨物運送事業者向けの物価高騰対策支援事業が皆増となりました。その他の事業費の増減も合わせて、前年度と比較して約6億6千万円の増となりました。

20ページをお願いいたします。11款公債費は、過去に借入した分の償還終了などにより、前年度と比較して約4億2千万円の減となりました。

22ページをお願いいたします。「IV主要施策の成果」につきましては、事務事業評価シートを活用し、当該事務事業に要した経費、制度及び目的、今年度の実績及び成果と課題などを抜粋し、一般会計で92の事務事業を掲載しております。

116ページから、特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書を掲載しております。基本的には一般会計と同様の形式の成果説明書となっており、各特別会計のそれぞれの目的に沿った事務事業を実施し、その決算の概要を記載しております。各事業の内容の説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただければと思います。

136ページ以降に各種の決算資料を添付いたしております。136ページには添付資料の目次を記載しております。

138ページをお願いいたします。地方債の現債高について、平成27年度から令和6年度末までを掲載しております。令和6年度の普通会計の地方債現在高は前年度末より約32億9千万円減少し、特別会計では約2億1千万円増加しております。

139ページをお願いいたします。基金の現在高について、令和4年度末から令和6年度末までの状況を記載しております。一般会計の積立基金の一番上、財政調整基金の令和6年度末残高は約73億1千万円で前年度末より約8千万円増加しております。その下の減債基金は約79億6千万円で前年度末より約2億5千万円増加しております。一般会計の積立基金全体では前年度末より約8億1千万円の増、特別会計を含む積立基金全体では約9億9千万円の増となっております。

次の140ページをお願いいたします。基金の運用状況について掲載しております。左の表では預金・債券・貸付金・土地の運用区分ごとの令和5年度末及び令和6年度末の現在高を記載しており、右の表に令和6年度の預金利子及び運用収入等の内訳を記載しております。収入額につきましては、大口定期預金等による預金利子が約4200万円、国債による運用収入が約1億6千万円となっております。

143ページをお願いいたします。他市と比較が可能となる普通会計の決算状況及び主な財政指数等の10年間の推移を記載しております。説明については、省略させていただきます。

144ページをお願いいたします。別表7の健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を4つの指標で表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、普通会計及び市の会計全体としては赤字ではありませんでしたので、数値の記載はございません。

実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金や公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、令和6年度は7.2%となっております。

将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含めた、将来、本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和6年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定なしとなりましたので、数値の記載はございません。

別表8の公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、令和6年度は全ての公営企業会計において、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

そのほかにも資料を掲載しております。説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただければと思います。

以上で決算概要の補足説明とさせていただきます。

○委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入ります。

最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。監査委員にお尋ねいたします。

1点目は一般会計についてであります。実質収支18億1031万9千円の黒字をどう評価しますか。

○監査事務局長

監査委員においては、提出された各書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、予算の執行状況についても適正であるという評価をしております。

○川上委員

本市発足以来、実質収支は連続の黒字であります。この現状をどう見るかということをお尋ねします。

○監査事務局長

実質収支が黒字となっておりますので、当該年度の歳入により支出等が賄えているということになっております。令和6年度決算においては、健全な財政運営が図られたと考えておりますが、黒字に対する評価については行っておりません。

○川上委員

2番目、単年度収支2億4642万6千円の赤字についてはどう評価していますか。

○監査事務局長

繰り返しの答弁にはなりますが、監査委員においては提出された各書類をいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、予算の執行状況についても適正であるという評価をしております。

○川上委員

単年度収支赤字は何年ぶりでしょうか。

○監査事務局長

令和5年度決算におきましては赤字でございましたので、6年度については1年ぶりということになります。

赤字につきましては1年ぶりとなります。

○川上委員

的確な答弁を頂いていないんですね。

令和6年度が単年度収支につきましては赤字となっておりますが、令和5年度につきましての決算におきます単年度収支につきましては黒字でありましたので、今年度、6年度の赤字につきましては1年ぶりということになるかと思えます。

令和4年度につきましては赤字となっております。

単年度収支の赤字、黒字ということでありましたら、令和4年度は赤字、令和5年度は黒字、令和6年度につきましては赤字となっております。

○川上委員

3点目は、不用額63億8077万円についてはどう評価していますか。

○監査事務局長

繰り返しの答弁になりますが、監査委員においては提出された各書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、予算の執行状況についても適正であるという評価をいたしております。

○川上委員

財政調整に活用できる基金が複数ありますが、その残高についてはどういう評価をしていま

すか。

○監査事務局長

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であるか、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについての審査を行い、計数が正確で、目的に沿った運用がなされているかを確認しております。財政調整基金につきましても運用の状況を示す書類において計数が正確であることを確認し、適正であるという評価をいたしております。

○川上委員

計数が正確かどうかのチェックは当然なことなんですけれども、それ以外のことは考えていないというような答弁なんです。

しかしながら、5点目ですけれども、ふるさと応援寄附金についてなんです。監査委員意見書「むすび」にはこのように記載がありますでしょう。「ここ数年好調であった『ふるさと応援寄附金』が令和6年度においては大幅な減少となり、ふるさと応援寄附金を財源として行ってきた事業について、見直しを行わざるを得ない状況となっています。」と評価しているわけです。計数が正確ですということ以外は考えていませんという割には、こういうむすびの中での意見が当然ながら出てくるわけです。どういうことなんでしょうか。

○監査事務局長

このむすびに書かせていただいておりますことは、意見として書かせていただいておりますが、基金のほうについては調整基金が適正であるかということを見ておりますので、意見ということで、こちらのふるさと応援寄附金のほうについては書かせていただいております。

○川上委員

先ほど言ったような計数の確認はされるけれども評価がない中で、安易にふるさと応援寄附金を財源として行ってきた事業について見直しを行わざるを得ない状況となっているとだけしか述べていないわけです。これは住民の福祉増進について教訓を残していくという点でいえば、不十分な意見ではないかと心配しているわけです。

6点目ですけれども、「選択と集中」という表現があります。どういうふうになっているかという、「限られた財源の中で、的確に市民ニーズに対応するためには、施策レベルでの事業の選択と集中が避けては通れない課題となっており、既存事業を全て等しく維持するのではなく、真に必要なとされる事業への重点的な資源配分を行うことが求められています。」と書いてあります。地方自治の本旨は住民福祉の増進を図ることにあり、選択と集中というのであれば、これまで積み上げてきた努力を踏まえて、さらに福祉の増進を優先し、無駄遣いをしっかりチェックすべきと思われるというようなふうに私は思うわけです。監査委員のほうではこの点についてはどういう見解があったのか、お尋ねします。

○監査事務局長

住民の福祉の増進と市政の信頼確保に資することが監査等の目的でございますので、今後もしっかりと監査を実施していきたいと考えております。

○川上委員

監査委員が先ほど言ったようなことに見解を示さない中で、実質収支の黒字、単年度収支の赤字、不用額、それから財政調整に活用できる基金について、見解を先ほど言われたぐらいしか示さない中で、選択と集中というところの意見については、このように書き込まれているということについては安易ではないかと心配するわけです。

7点目、部落差別解消推進団体補助金についてであります。決算1778万7475円ですが、当初予算は2298万1千円であります。そもそも部落解放同盟に対する補助金についてはどのようにチェックしてきたのか、また、それをどう評価したか、お尋ねしたいと思います。

この補助金の大半は特定の幹部の人件費に支出されていることは周知のことと思います。本市発足後の19年間に団体補助金として投じられた税金は5億1277万円余にも上るわけで

す。監査委員としてこの事態をどう見るか、併せてお聞きします。

○監査事務局長

決算審査では提出された決算、その他関係諸資料が法令に適合しているか、計数が正確であるか審査を行っております。その中で数値に整合性がないもの等があれば、個々に数値の裏づけとなる資料の提出を求め、聞き取り等を行い、審査しております。

今回、部落解放同盟等に対する補助金の支出につきましては、決算審査においては個別に審査等は行っておりません。

○川上委員

監査委員からはお答えを頂いていないわけですが、事務局長が今7つのテーマでお聞きしたところですが、監査委員として総評的に私の質問が的確であるかどうかについても恐れを抱きながら質問するわけですが、監査委員として総評的に見解がありましたら、お答えを頂きたいと思っております。

○篠崎監査委員

監査委員の篠崎でございます。お答えをさせていただきます。質問委員の方から監査委員にというご指名がございましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。まず、監査事務局が何をやっているのかということなんですけれども、これは地方自治法第198条第4項を受けまして、令和2年に飯塚市監査基準を定めたわけでありまして、この監査基準では、まず第1条、そして第2条に飯塚市監査基準は地方自治法の規定に基づいているということをお願いしまして、第3条で、監査等の目的は住民の福祉の増進と市政の信頼に確保する、これに資することをやるというふうに定めております。

監査事務局では常に住民の福祉の向上という目的を踏まえまして、監査等を実施しておるところでございます。今後もしっかりと地方自治の目的を念頭に監査等を行っていきたくて考えております。以上でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:37

再 開 10:39

委員会を再開いたします。

「認定第1号令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の質疑に入ります。款ごとに行います。

まず、第1款議会費及び第2款総務費について、77ページから99ページまでの質疑を許します。

なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目、質疑事項を示して質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されています79ページ、総務管理費、一般管理費、デジタル化推進事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

石川です。どうぞよろしくお願ひします。79ページ、総務管理費、一般管理費、デジタル化推進事業について、成果説明書26ページをお願いいたします。デジタル化推進事業費において、業務改善やDXの推進等、様々な事業に取り組まれています、主な事業内容及び決算額をお尋ねします。

○行政管理課長

デジタル化推進事業費の主な事業について説明いたします。先進地視察などの普通旅費が41万4550円、図面や文書の修正前、修正後の2つを比較し、相違がある部分を視覚的に示す「ミードル」の利用料が144万6500円、クラウドストレージサービス「ボックス」の利用料26万4千円等を合わせたデジタルツールシステム利用料が171万4644円となっております。

○石川委員

ただいま答弁のありました本事業の主な事業について、それぞれの実績はどのようなものでありましたでしょうか。

○行政管理課長

普通旅費につきましては、デジタルツールを活用し業務効率化につなげている先進地への視察や、最新ツールの情報収集に向けた展示会への参加を行っております。

先進地視察では、地理情報システム、「GIS」と呼んでおりますけど、これに関する視察等を行い、その内容を参考にしまして、本年度、公開型・統合型GISの導入に向けて取り組んでいるところでございます。

書類・図面比較システムのミードル及びクラウドストレージサービスのボックスにつきましては、年度末に近い段階での導入となったことから、本ツールの導入による具体的な効果は本年度から生じてくると考えております。

○石川委員

一方で、主な事業について、課題はどのようなものでありましたでしょうか。また、課題があった場合、それを踏まえて、本年度どのように取り組まれているのか、今後の展望も含めてお答えください。

○行政管理課長

昨年度導入しました各種ツールにつきましては、職員への周知や実際に使用した上での業務削減に向けた効果測定などが必要と考えております。

その上で、各ツールの利活用の状況を基に、電子申請やタブレット端末の貸出し等、ほかのデジタルツールを含め、ニーズや必要性がどの程度まであるのかといった点を見定めていきたいと考えております。

普通旅費に関しましては、これまで複数年かけて先進地視察や展示会等への参加を行ってまいりましたが、先ほど答弁しましたGISの導入をはじめ、今後はその内容を本市としての取組に生かしていく段階であると考えております。

○石川委員

本事業の成果説明書の概要には、「デジタルツールを活用し、市民サービス及び利便性の向上、庁内業務の効率化、ペーパーレス化の促進、データの収集や分析が簡易化に繋げるとともに、業務効率に直結するデジタルツールの導入に繋げる」と記されています。

これまで導入してきた多様なデジタルツールを今後さらに効果的に活用していただくとともに、先進地での視察等を通じて得られた知見を、本市の状況に応じてフィードバックしていただき、市民サービスの一層の向上につなげていただくようお願いします。

また、費用対効果が不透明で視察の成果や学びが市民に十分に共有されないと、批判的な意見や懸念が生じます。現地での視察は単なる情報収集にとどまらず、実際の運用や課題を肌で感じる貴重な機会であり、今後の本市の施策にとっても大きな財産となるものです。こうした前向きな取組が、市民サービスの質の向上と行政の持続可能な発展につながることを期待しております。以上で質問を終わります。

○委員長

次に、総務管理費、一般管理費、行財政改革推進事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

公共施設等の在り方については、今後の人口減少等を踏まえ、削減目標を定めて取り組まれてきたと思いますが、その実績についてお尋ねいたします。

○財産活用課長

「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」及び「公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」におきまして、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間に、公共施設の延べ床面積を4万5千平方メートル、内訳としましては、市営住宅2万5千平方メートル、その他の施設2万平方メートルを削減する目標を掲げております。

この間、学校施設や体育館、保育所の統合、市営住宅の廃止、交流センター機能を他の施設と複合化するなどして、令和6年度までに1万8882平方メートルを削減し、目標に対する進捗率は約42%となっております。

○藤堂委員

今後についてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○財産活用課長

方針及び計画の終期が今年度末となっておりますことから、現在、第3次の基本方針及び第4次の実施計画の策定に向けて事務を進めております。

その中で、市民アンケートの結果や財政状況等も踏まえながら、利用者が少ない施設や老朽化した施設の統合を進めていくなど、引き続き、最適化目標を設定するとともに、その後は毎年、最適化の進捗状況を確認し、計画どおり進んでいなければ、その施設については所管課にヒアリングを実施して、目標に近づけていくことが重要と考えております。

○藤堂委員

最後に意見で終わらせていただきますけれども、来年度、第4次実施計画を策定されることですので、一般質問でも取り上げましたが、学校と公営住宅とその他も含めてしっかりと考えていただければと思います。

それともう一つ私からお伝えしたことは、公立の保育所、現在5園あると思いますが、これは近隣市と比べても多いのかなというふうに思っております。ほかの団体を見ていると大体0とか1とかなのかなというふうに思っています。保育の観点から見ても、以前ご質問がありましたけど、主食で、公立だと親御さんが持って行って管理をしているところを、これも民間の園長先生とかと話していると、正直民間に渡してもらったほうが、公立でしてしまうと時間も人もお金もかかってしまうというところで、渡してもらえたら一瞬でできるよというふうにポジティブなことをおっしゃられておまして、別の園長先生もそういったポジティブなご回答は私のほうにはありまして、そういう手が挙がるといいですか、そういう声上がるのは、私としてはいいことなのかなというふうに思っております。非常にありがたいことであると思っております。

現在5園あると思うんですけれども、公立の5園というところも、今、保育士さんが足りていないというふうに聞いておりますので、仮に、1施設を民間にお渡ししたとしても、本市の職員は特に辞めることもないと。プラス、ほかの園に行っていただくことで、その施設の保育の質が上がるんじゃないかというふうに思います。

それに関してご検討いただきたいんですけれども、これはちょっと最近の話で、トライアルが3800億円で西友を買いましたと、すごい巨大企業になりましたと。そのマーケティングの人と話したんですけど、マーケティングを立てる上で、トップの考えをしっかりと伝えてくれているらしいですよ、トライアルさんって。毎週200通ぐらいトップの考えが下りてくるらしくて、それを必ず読んで、テストを受けないといけないみたいな、ちょっとそれは変わっていると思うんですけど、それがあがるがゆえに、非常に計画が立てやすいと。今回、その保育課が頑張るといふよりかは、きちんと上から落としていただいて、市全体でそういう方

向に進んでいただければというふうに思いました。

本市は合併後の知見があると思いますので、保育の質が下がらないような、相手先の線引きなど、いろいろと十分ご留意いただいて、ぜひ次期計画に盛り込んでいただくようご検討のほど、よろしく申し上げます。

○委員長

次に、総務管理費、一般管理費、公共施設改革推進事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

やっぱり委員会方式はいいですね。全協はあんまりよくないですね。これから、こういうことをずっとしていきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

私のほうから、総務管理費、一般管理費、公共施設改革推進事業について何点かご質問します。

決算書では79ページに当たると思いますが、行財政改革推進事業費ですけども、決算に関わる主要な施策の成果説明書27ページに載っていますが、この公共施設改革推進事業、括弧書きで公共施設等最適化事業についてお尋ねします。

今年度の成果と課題のうち、まず、成果につきまして、公共施設管理マニュアルの研修を実施したとありますけども、その内容についてお示してください。

○財産活用課長

本市では、公共施設等の維持管理において事故の未然防止や改修費の抑制、施設の長寿命化を図るため、予防保全への転換を目標として、平成31年3月に公共施設等管理マニュアルを策定し、施設管理者による日常的または定期的な点検を実施することとしております。

点検の内容は、管理マニュアルにあります日常点検チェックシートにより、目視、触診、聴診、打診を基本として、外壁、建具、内装、機械電気設備などのチェックを行うものです。

研修につきましては、年1回、現在は一堂に会することなく、動画を視聴するオンライン研修の形式で実施をしております。

○田中武春委員

では次に、課題につきまして、今、進捗確認のためのヒアリングを実施することができていないこともあり、公共建築物の延べ床面積削減の取組状況が遅れているというふうに記載があります。このヒアリングを実施できなかったのはなぜなのか、お示してください。

○財産活用課長

公共施設を所管する各課に対しては、毎年、施設カルテの入力を依頼しています。入力項目は年間利用者数や開館日数といった施設の運営状況、利用料収入や人件費、光熱水費、委託料など収入支出の状況、大規模な増改築等の状況、施設の最適化に向けたスケジュール及びその考え方となります。

その後、当課において内容を確認し、進捗が遅れているようであれば、目標達成に向けたヒアリングを実施することとしておりましたが、他の業務との兼ね合いもあり、具体的なスケジュールの確保ができず、実施に至りませんでした。計画実現のためには、毎年確実にヒアリングを実施していくことが重要と考えております。

現在、策定を進めております公共施設等のあり方に関する第4次実施計画におきましては、毎年度のヒアリング実施とあわせ、附属機関における進捗確認を行い、目標の達成に向けて取り組むことをうたうよう考えております。

○田中武春委員

そしたら少し戻りますけども、前年度の予算を必要とせず、直ちに実施できる改善策のところに、管理帳票等の整理に努めるというふうにありますけども、この整理とはどこまで現在進んでいるんでしょうか、お尋ねします。

○財産活用課長

個別の公共施設等の管理帳票、これはいわゆる「施設カルテ」となります。令和6年度までに修正等を行っておりませんが、現在、第4次実施計画の策定に当たりまして、これまでの入力内容や今回新たに収集した情報を活用し、管理しやすい施設カルテの作成に、現在、努めているところでございます。

○田中武春委員

最後になりますけれども、公共施設等の在り方については、合併から20年が経過し、公共施設等の老朽化などの課題を抱えながらも、今後の方針が決まっていない公共施設等が存在すること。また、市の主要な財源であります市民税は、人口減などにより、今後減少が見込まれることや、さらに地方交付税の合併特例措置についても、令和7年度末をもって終了となることから、市民に対し安全・安心な公共施設等のサービスを提供するためにも、引き続き、公共施設等の在り方について十分検討していただくよう要望して、この質問を終わります。

○委員長

同じく、公共施設改革推進事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

私も同じく公共施設改革推進事業について質問いたします。さきに質問された委員への答弁で、実績や課題については理解できましたが、施設の長寿命化のために大規模改修が行われる際、休館期間中の代替施設において市民サービスの低下が見受けられます。一時的な施設とはいえ、サービスの低下により利用者離れが生じ、改修後の施設利用にも影響しかねません。施設改修に伴う休館期間中の代替施設については、同水準以上の機能を担保することが必要だと私は考えますが、どのようなお考えがありますでしょうか。

○財産活用課長

市民に安全で安心な公共施設等のサービスを提供していくためには、定期的に施設の大規模改修工事が必要であり、その工事期間中の施設の休館は避けることはできません。所管課より代替施設としての他の公共施設等を活用したいとの相談がありました場合には、できる限り市民サービスが低下しないよう、関係課と十分に協議していきたいというふうに考えております。

○石川委員

休館に伴い代替施設としてほかの公共施設等を活用する場合には、所管課をまたぐ対応が必要になるということですが、複数の部署や関係者との協議が不可欠です。適切な運営管理の観点からも、休館時における代替施設の計画も、このような事業や計画の中にしっかり盛り込んで取りまとめ、検討、調整していただきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 57

再 開 11 : 10

委員会を再開いたします。

次に、総務管理費、文書広報費、文書管理事務について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、総務管理費、文書広報費、文書管理事務について何点か質問させていただきます。資料の中で、飯塚市の決算に係る主要な施策で、成果説明書の29ページもありますけれども、文書管理事務についてお尋ねいたしますが、まず、この文書の廃棄の基準等はどのようになっているのか、ご説明をよろしくお願いたします。

○総務課長

本市における文書につきましては、文書の種類によって、保存年限が、1年、3年、5年、10年、30年の5区分で設定をしております。この保存期間が満了すれば、廃棄というよう

な取扱いになります。

○田中武春委員

1、3、5、10、30年ということは分かりました。

1年目がどういうものか、3年目がどういうものか、簡単でいいですけども、ご説明していただけないでしょうか。

○総務課長

保存年限の規定につきましては、保存年限1年のものにつきましては簡易で、軽易な照会・回答書でありますとか、3年であれば、庁内の市報、ホームページ掲載依頼文、電算の作業依頼になります。5年につきましては、各種証明書の申請文書でありますとか、市職員の事務引継書というようなものが主なものになります。

○田中武春委員

そこまで言ったら、10年と30年まで言ってください。

○総務課長

10年につきましては、情報公開請求書でありますとか公開する文書、これは8階の総合文書庫に保管することになります。30年につきましては議案に係る起案文書が主なものとなります。

○田中武春委員

それでは、飯塚市の文書管理システムを導入されていますが、この電子決裁の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○総務課長

電子決裁の推進についてでございますけれども、定期的に電子決裁が可能な文書についての周知を全庁的に行っておるところでございます。全体の文書量の正確な把握はできておりませんが、文書管理システムを経由した文書のうち、電子決裁で処理されたものは、令和6年度で38%となっております。全体の98.6%の所属が電子決裁を利用しているというような状況でございます。

○田中武春委員

全体で98.6%の課が電子決裁を利用しているということで分かりました。

成果と課題のところ、旧飯塚第三中学校に代わる新たな保管場所という記載がありましたけれども、たしか旧第三中学校を補助文書庫として使い始めてから、平成26年だったと思いますが、もう11年私用しているわけですが、旧第三中学校に代わる新たな保管場所について、その確保についてはできたのでしょうか、お答えください。

○総務課長

委員おっしゃられますとおり、旧第三中学校につきましては平成26年度から補助文書庫として利用をしておりますけれども、施設の老朽化が目立ってきておりまして、3階の美術室辺りなどでは雨漏りも発生しているというような状況でございます。今後、継続した理由は困難な状況というふうに伺っておりますので、今後の補助文書庫として利用できる施設を、現在、関係課で協議をしておるところでございます。

○田中武春委員

保管場所については、現在、協議をしているとのことですけども、今、老朽化して雨漏りが発生しているようですが、たしか3階美術館は税務課が使用しているような話を聞いております。公文書の保管場所にはそういった雨漏りをするというところは適さないというふうに思いますので、重要な文書ですので、できる限り早期に新たな保管場所を確保し、移転するように要望して、終わりたいと思います。

○委員長

次に、81ページ、総務管理費、文書広報費、文書管理運営事業費について、赤尾委員の質

疑を許します。

○赤尾委員

81ページ、総務管理費、文書広報費、文書管理事業費についてお尋ねします。成果説明書の29ページにある文書管理事務についてお伺いします。一般的に、ここでも書かれておりますけど、電子決裁とか電子化の導入、推進、そういうことをすると、人件費が下がって、ひいては経費が減少するのではないかと、そういう視点に立っての質問でありますので、よろしくお願ひします。

現在、電子決裁を推進されているようですが、令和5年度と令和6年度の経費を見ますと160万円ほど増加しております。特に人件費が247万円増加しているのですが、その理由をお尋ねします。

○総務課長

文書管理事務につきましては、文書整理をはじめ、市報等の文書の配布、郵便物の管理等の経費が計上されております。

成果説明書の29ページ上段にあります、経費の欄の文書管理運営事業費の人件費の増額につきましては、算定上の人件費単価が正規職員で19万8千円、会計年度任用職員で75万円増加したことと、また、令和5年度まで2人おられました会計年度任用職員が令和6年度は1名となりまして、その業務に正規職員を充てたことから増加をしておるものでございます。

人件費を除く事業費につきましては、人件費の欄の右隣の「うちその他」の欄でございまして、令和6年度は、シルバー人材センターへの委託料が単価の増により61万円ほど増額となりましたけれども、事業費全体では86万4千円の減となっております。

先ほどご説明いたしました人件費が247万3千円増額したため、全体経費では160万9千円の増額というふうになっているところでございます。

○赤尾委員

要は、人件費が増加した理由が、昨今の社会情勢による人件費単価の上昇と、そこが主であるということは分かりました。

では、この事業の推進により、要は、電子化を進め、電子化を一部導入したことにより、従事者数は減少したのでしょうか。

○総務課長

文書管理事務につきましては、全課にわたる業務ということになります。本事業の推進によって、総務課の事務量が大きく減少するものではございませんので、当課、総務課の職員数の削減にはつながっていないというのが実情ではございます。

ただ、電子決裁率は年々向上しておりますので、本市全体で見れば、紙の使用料は、文書の整理保管業務等に要する事務量は、少なからず減少しているものと思われまして、今後、電子化が進んでいくことによって、文書の廃棄等に要する事務量も減少するものとは考えております。

○委員長

続きまして、83ページ、総務管理費、財産管理費、公用車運転管理事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、公用車運転管理事業について、何点か。公用車の適正な整備について、搭乗前、職員が乗る前に、一応、搭乗者前点検というのは行っているのか、まず確認します。

○契約課長

公用車を運転する際には、運転する職員が乗車前後に車体に傷などがいないか、異常がないかなどの点検確認を行っているところであり、その結果につきましては、公用車の利用予約や運転日報の完了するツールとして、車両予約管理アプリを使っておりますが、そのアプリに登録

して報告することといたしております。

なお、異常がある場合につきましては、そのアプリの登録を行うとともに、契約課の車両係のほうにも一報を入れることとして運用を行っております。

○田中武春委員

今、車を運転するのに飲酒運転が社会的問題になっておりますけども、職員に対してアルコール度チェックの徹底をされると規定していると思いますが、それについてどんな取組をされていますか。

○契約課長

アルコールチェックにつきましては、令和5年12月の義務化に伴いまして各課にアルコール検知器を配置し、乗車前後に所属長などにより酒気帯びの有無の確認を行い、飲酒運転防止対策に取り組んでおります。なお、この検査結果につきましても、先ほど申しました車両予約管理アプリに登録して報告することとしており、その記録の管理も行っております。

○田中武春委員

飯塚市公用車相当の台数、全体で251台ほどあると思いますが、車種の見直しについて、今は環境にやさしい電気自動車等が販売されていますけども、この辺の購入などを将来的に進めていくべきじゃないかと思いますが、それについてのお考えをよろしく願います。

○契約課長

令和7年9月1日現在で、本市の公用車の台数は全体で251台ございますが、現在、電気自動車の保有はございません。なお、燃料の消費を抑え、地球温暖化の抑制を図るため、老朽化した車の更新に合わせまして、ハイブリッド車を一部導入しており、現在10台を保有いたしております。電気自動車を導入することにつきましては、車両自体の導入費用に加えまして、充電設備等のインフラ整備が必要であることや、充電場所が限定されること、充電に時間を要すること、走行距離が限られるなどの課題があると認識いたしております。このようなことから、今後、引き続き情報収集を行いまして、電気自動車につきましては導入の可能性について調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○田中武春委員

251台いっぺんに電気自動車は多分厳しいと思いますが、これは私の考えなんですけど、市長が乗っている車とか、議長が乗っている車というのは、限られた1台か2台だろうと思うんですけども、まずこの辺から電気自動車に変えてみようかとか、そういうふうな発想もあるんじゃないかというふうに思いますんで、できることから、積極的に電気自動車をしていただきたいという要望を言いまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

続きまして85ページ、総務管理費、財産管理費、伊岐須会館運営費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料を41ページに頂いておりますので、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

資料41ページについてご説明いたします。伊岐須会館運営費補助金の5年間の推移をこちらのほうに記載しております。表の上段につきましては予算額、下段につきましては決算額となっております。伊岐須会館管理運営協議会に対しまして、令和6年度予算額につきましては489万6千円に対しまして、決算額446万6千円となっております。

また、42ページにつきましては、伊岐須会館管理運営協議会規程を添付しております。

○川上委員

予算決算の差引額が52万円になっています。決算が52万円減になっています。どういう事情でしょうか。

○人権・同和政策課長

伊岐須会館管理運営協議会の予算額と決算額の差額といたしましては43万円となっております。主な理由としましては、伊岐須会館で使用しております光熱水費が予算額見込みを下回ったものが主な原因となっております。

○川上委員

この運営協議会、今、どういう構成になっているんですか。

○人権・同和政策課長

こちらの構成につきましては、42ページのほうに伊岐須会館管理運営協議会の規定を載せておりますが、第3条のほうに二瀬地区まちづくり協議会、部落解放同盟飯塚市協議会、NPO法人飯塚市青少年健全育成連絡協議会、特定非営利活動法人ふれあい、この4者となっております。

○川上委員

もともとこの団体については前3者で構成しておったと思うんですけれども、4番目の特定非営利活動法人ふれあいが加わったのはいつですか。

○人権・同和政策課長

令和5年4月1日となっております。

○川上委員

これは市とはどういう協議の下で加わったんですか。

○人権・同和政策課長

NPOふれあいにつきましては、令和3年に設立をされました団体で、主にフードバンク活動の実施などをされている団体でございます。この団体につきましては、毎月定期的に企業や団体、個人などから提供された食品の配付会を伊岐須会館において実施されております。この活動は食品配付を受けられる周辺地域の住民の方々にとって生活の支えの一部として定着した取組となっており、地域での住民福祉の向上に大きく貢献をされておりました。こうした活動が伊岐須会館で定期的に継続して開催されていることで、伊岐須会館は地域住民の方々にとって身近な施設としての認知度が広がっております。そのような中、地域住民の福祉の向上や、伊岐須会館の有効利活用に大きく貢献するこの団体を管理運営協議会の構成団体に加えてはどうかといった話が持ち上がり、管理運営協議会事務局より、所管課である人権・同和政策課への相談がなされておりました。人権・同和政策課としましても、この団体の活動が地域住民や伊岐須会館の施設の有効活用に大きく貢献するものと考えておりましたので、管理運営協議会の中でそのことについて協議をして決められたらよいのではないかとお話をし、令和5年の伊岐須会館管理運営協議会総会でこのことが諮られ、承認をされ、それ以降、管理運営協議会の構成団体として加わっておるものでございます。

○川上委員

そのことと運営補助金が増額になっていることとは関係があるんですか。

○人権・同和政策課長

補助金につきまして、増額になっております理由としましては光熱水費、電気代が高騰しておったという影響となっております。

○川上委員

4番目のNPOが加わったこととは関係がないということですか。

○人権・同和政策課長

関係がないものと考えております。

○川上委員

その微妙なところはということですか。

○人権・同和政策課長

申し訳ありません。関係ございません。

○川上委員

影響がないということですね。

加わったときに、このNPOふれあいは事務所がどこだったんですか。

○人権・同和政策課長

主な事務所につきましては飯塚市大日寺453番3となっております。

○川上委員

その住所には何があるんですか。

○人権・同和政策課長

この所在地につきましては、現地については把握しておりません。

○川上委員

そんなことはないでしょう。

○人権・同和政策課長

こちらの場所は確認したことがございません。

○川上委員

そんなはずないでしょう。

○人権・同和政策課長

その所在地につきましては把握しておりません。

○川上委員

4番目のこのNPOふれあいをこの協議会に加える。そこは補助金を出している団体ですよ、伊岐須会館運営協議協議会、そこに所在地が分からない団体の加入を相談されて、「一緒に頑張ったらどうですか」と、「補助金は今までどおり出しますよ」というふうに言ったんでしょう。確認したんでしょう、NPOふれあいの事務所の所在地。その住所がどういう場所かというのを確認したでしょう。

○人権・同和政策課長

確認といたしましては、それまでのNPO法人ふれあいの伊岐須会館での活動内容につきまして確認はしております。また、所在地につきましては、内閣府の示しておりますNPO法人のポータルサイトに記載をされてある住所ということで所在地を確認しております。

○川上委員

そこに家屋・建物があるんですか。

○人権・同和政策課長

家屋があるかは確認しておりません。

○川上委員

あなた方が2023年8月4日に3周年レセプションパーティーをやったじゃないですか。あなたたちがチケットか何か配ったりして、案内状を配って、部長以下、総がかりで、28人参加したと言っているじゃないですか、市の幹部が。その方と4番目に加わるときに面と向かって協議したんでしょう、さっきの話だと。住所は聞きました。そこに家屋があるかないかも分からない、今も。本当なんですか。

○人権・同和政策課長

このNPOふれあいの加入につきましては、管理運営協議会の事務局のほうと協議のほうをしております。

○川上委員

部落解放同盟飯塚市協の書記長も含めて協議したんでしょう。だから、当事者がそこにいるじゃないですか。

○人権・同和政策課長

管理運営協議会の事務局の方と協議のほうはしております。

○川上委員

だから、有力な団体の書記長がそこにいるわけでしょう。同一人物なんでしょう、NPOふれあいの専務理事と。

ちょっとお尋ねしますが、補助金を出している団体、あるいはその団体が複数で構成されている場合でもいいですけど、所在地に建物があるかどうか未確認のまま補助金を出しているところはどこかあるんですか。

○市民協働部長

私のほうでは把握はしておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:37

再 開 11:39

委員会を再開いたします。

○久世副市長

ただいまご質問いただきました補助金の対象団体でございますが、当然、定款等は確認はいたしますし、補助金を出すということは、我々の業務を補完していただける団体であります。当然、我々と協力して業務を行っているというふうに、私は理解しましたので、質問議員おっしゃっております所在地の実態等については、基本的に私は把握はしているというふうに考えております。

○川上委員

じゃあ、さっきの答弁をしてくださいよ。副市長は把握しているはずだと言うわけでしょう。あなた方は把握していないと言うわけでしょう、どうなんですか。正直に答弁してくださいというのが副市長の答弁ではないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:40

再 開 11:41

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

伊岐須会館管理運営協議会が補助金の交付対象の団体となっておりますが、その構成団体であるNPOふれあいの住所につきましては、NPO法人の所管であります所管庁のほうで認証された住所につきまして確認をしておりますので、きちんと確認をしたというふうに判断をしております。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:42

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

先ほどから答弁しておりますとおり、NPOの所在地につきましては、認証庁であるところから認証されておりますので、その住所があるというふうに判断しております。当然、そちらのほうに事務所があるというふうに判断をしております。

○川上委員

そこに家屋があるかと聞いたんですよ。

○人権・同和政策課長

職員がそちらの現地に赴いて確認をしておりますので、家屋があるかどうかというところは、現実に見て確認はしてませんが、認証庁のほうで、事務所がその住所ということになっておりますので、当然、そちらのほうに事務所建物はあるものと考えております。

○川上委員

副市長、そのような形で税金が投入される団体のプラスアルファの、プラス1というのはあっていいんですか。

○久世副市長

先ほど私が答弁しましたように、補助金を支出させていただいている団体とは行政の補完行為をしていただいている、一緒に協働に仕事をするのは、当然、あることだと思っておりますので、そうなれば、当然そこでいろんな協議等もあっておりますので、相手方の事務所等で協議することもある、あるいは連絡事項を届けることもあろうかと思えます。ただ、担当部局の話では、今回補助金を出している中での協議会の1構成員ということで、私のほうでも確認をいたしましたけども、そういった形でホームページ等で確認をしておるので、そこには事務所があるというふうに我々は判断しておりますということで、そのような答弁をしているということでございます。

○川上委員

実はこのNPOは、その後、事務所を移動したでしょう、伊岐須会館に。ですから、あなた方は税金を投入する相手の事務所がどうなっているかについて、実質事務所です、伊岐須会館、さっき言った意味はそれを把握せずに税を投入しておることが分かりました。

それで、この団体について、先ほど副市長が行政の補完行為をしてもらっているというふうに言われたんですけど、このNPOは行政の補完行為をしているわけですか。

○人権・同和政策課長

市の業務の補完、このNPOふれあいにつきまして、直接、市の補完業務をされているということではございませんが、地域の福祉向上のためにフードバンク活動などを実施されているということでございます。

○川上委員

そうなんです。あなた方が行政の補完行為ということで補助金を出している団体としては部落解放同盟なんです。だから、副市長はそれを念頭に置いて答弁されたのだと思います。それで、ほぼ同一の団体だという認識で答弁されたのだと思います。

それで、この補助金はいつまで支出をする予定か、分かりますか。

○人権・同和政策課長

伊岐須会館につきましては、地域住民の福祉と教養の向上や、地域コミュニティ施設として有効活用をする目的で、伊岐須会館管理運営協議会のほうに管理運営をお願いをして、補助金を交付しております。

現段階では、この建物が安全に問題なく使用可能で、地域において使用されている間は、この施設につきまして有効活用を継続したいというふうに考えております。

○川上委員

今、立岩、穂波、筑穂にある人権啓発センターと同程度に健全な状態で市民に使われているわけですよ。新人権啓発センターを造ってほしいと、造りましょうというので解放同盟の山根委員長と武井さんが確認書を交わしたでしょう。そうしますと、それができた段階で、3つの人権啓発センターは関係のところに無償貸与を5年間しましょうと。さらに希望があれば、関係のところに無償譲渡しましょうと。確認書の中にありますよという答弁が、一般質問ではありました。その対象団体の中に伊岐須会館管理運営協議会を入れているという答弁でした。どういう関係になるんですか。

○人権・同和政策課長

市の人権啓発センターもしくはこの伊岐須会館管理運営協議会の施設を管理運営されている団体ということで、その対象の一つということで記載のほうをしております。

○川上委員

ちょっと冷静に考えてくださいよ。

伊岐須会館の管理運営協議会が、伊岐須会館を運営するんですよ。なのに、穂波人権啓発センターとかを手に入れますか。それから廃止になった、また、立岩の人権啓発センター、筑穂の人権決算センターを、伊岐須会館の管理運営協議会が無償でくださいと言うんですか。どうということなんですか。

○市民協働部長

質問議員が言われます確認書の構成メンバーのことという形で、確認書の中には、地域のまちづくり団体という形のくくりの中で、部落解放同盟飯塚市協議会、それから伊岐須会館運営協議会、また、地区のまちづくり協議会とか、それぞれの団体で、その単体に無償貸与とか、無償譲渡とかいう考え方ではなくて、そこら辺の団体と協議した上で、その地域に必要かどうかという形で、最終的にそういうまちづくり団体に貸与するかしないかというのを、その時点で本当に必要性があれば考えるという確認書の内容でございます。

○川上委員

意味が分かりません。伊岐須会館を管理運営している協議会が、先ほど言った3つの人権啓発センターが廃止となった場合に、5年の無償貸与期間が過ぎて、無償譲渡の段階で、伊岐須会館運営協議会が無償譲渡の対象になるという答弁を、あなたはしたんですよ。

おまけに、この伊岐須会館運営協議会をよく考えてみて、二瀬まちづくり協議会が対象でしょう。二瀬まちづくり協議会について、あなた方はどうしていますか。指定管理者になってもらおうというので、二瀬交流センターの指定管理議案を出しているじゃないですか。事務所は移動しないんですか。

○市民協働部長

二瀬まちづくり協議会の事務所というのは、新設された二瀬交流センターでございまして、伊岐須会館の1室はそれ以外の用途でお借りしているという状況で、構成団体となっております。

○川上委員

青少年健全育成会でメインの仕事は、今は放課後児童クラブということになっていますよね。あなた方は民間の株式会社も含めて民間と競争させて、場合によって、青少年健全育成会はその仕事をしなくなりますと。そうすると、実態的に、中核的に残るのは、部落解放同盟飯塚市協議会だけになるじゃないですか、この協議会は。そして、新人権啓発センターの話まで、今日はできませんけど、当然ながら、この補助金の支出については、3セットをあなた方としてはイメージしているはずだと思って、先ほど言ったように、いつまでかという質問をしたんです。質問を終わります。

○委員長

次の金子委員の質疑につきましては、取り下げる旨の申出がっております。

次に、85ページ、総務管理費、企画費、市民交流プラザ運営事業について石川委員の質疑を許します。

○石川委員

85ページ、成果説明書では35ページ、市民交流プラザ運営事業について、実績と課題、今後の展望について、ご説明をお願いします。

○市民活動支援課長

まず実績から説明させていただきます。決算が674万3千円でございますが、主なものと

しましては、あいタウン施設管理組合の負担金でございます。それが561万4589円支出しております。その内訳でございますが、市が管理している2階部分でございますけど、それに伴う共益費、管理費、火災保険料等の負担金、それが456万2838円。あと、電気料、水道料、その他でございますけど、修繕費であったり消耗品等々でございます。

利用実績でございますが、過去3年間の利用実績について説明させていただきます。令和4年度、個人の利用が2352人、団体が519回で3215人、5567人が合計となっております。令和5年度につきましては、4730人の個人利用、団体が472回で3202人、合計7932人となっております。令和6年度、昨年度でございますが、個人が3945人、団体374回で2753人、合計6698人となっております。

実際、コロナ禍以降、一旦回復はしましたものの、利用者と登録団体がちょっと減少傾向にございます。利用の促進と啓発強化を推進しまして、市民等や活動団体が地域の資源として活用できる機会の拡充や支援体制の充実を図り、誰もが利用しやすい環境整備を進めていく必要があるというふうに考えております。

最後に今後の展望、今後についてでございますが、市民交流プラザは令和8年4月に中央公民館、飯塚コミュニティセンターに機能移転する予定でございます。市民活動団体の支援体制の拡充、生涯学習ボランティアや男女共同参画推進団体、文化団体、関係団体並びに関係機関等と連携を深め、多くの市民等や活動団体の皆様が利用しやすい、利便性の向上につながる施設運営に努めていきたいというふうに考えております。

○石川委員

事業の目的もご説明いただけますか。

○市民活動支援課長

事業の目的でございますが、市民交流プラザにつきましては、市民の自主的で公益的な市民活動を支援するとともに、市民等及び活動団体と連携したまちづくり、その他の公共的な事業を推進することを目的としております。交流や活動拠点として活動の場、施設の提供、各種情報の発信、活動に関する相談や支援を行っているところでございます。

○石川委員

市民交流プラザの機能がコミュニティセンターへ移転されることにより、今後はコミュニティセンターを主な活動拠点とする各種団体との連携が一層活発になることが期待されます。施設の利用しやすさはもちろんのこと、活動を支える体制の充実にも、ぜひ力を入れていただきたいと考えます。

また、情報の収集、発信を積極的に行う拠点としての役割を担い、市民交流プラザが市民や活動団体が互いに集い、学び、創造する場として、誰もが気軽に訪れ、情報を得て発信し、協働を進める核となることを期待しています。活動を始めたいときの拠点、市民が自由に使えるフリースペースとしての基本機能を維持しつつ、各種団体の情報収集、発信の中心的な役割も果たしていただきたいと思っております。

積極的な事業運営と各種団体との連携の深化を通じて、多くの市民など本市に関わる方々や活動団体の皆様が、より利用しやすく親しみを持てる施設となるよう、今後の運営に努めていただきますようお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:01

再 開 12:58

委員会を再開いたします。

続きまして、86ページ、総務管理費、企画費、ふるさと応援基金積立金について吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

常任委員会も含めて久しぶりの委員会ですけれども、このように粛々と審査が進んでいくということは、改めて委員会というのは執行部の皆さんも含めて効率的で効果的だと感じております。早く正常に戻してほしいと願っているところであります。

それでは、86ページ、総務管理費、企画費についてですけれども、ふるさと応援寄附金制度については、ポイントの付与があと6日、9月30日で廃止になるということで、今、駆け込み需要がその真っ最中だということですのでけれども、10月からはその反動でどうなるか分からないと。この一つの例をとっても、この制度の不安定さは際立っています。このような状況の中で、今回の私の質疑通告の内容につきましては不毛の議論に帰すると判断いたしましたので、質疑を取り下げさせていただきます。

○委員長

続きまして、86ページ、総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

次に、86ページ、予約乗合タクシー運行事業費について、予約乗合タクシー運行业務委託料については資料の提供をお願いしておりましたが、資料の提供ありがとうございます。その44ページにあります委託内容の説明をお願いいたします。

○地域公共交通対策課長

提出資料の44ページ、予約乗合タクシー運行业務委託料の内訳の説明をさせていただきます。表の一番左の欄が予約乗合タクシーを運行している地区になります。全9地区で運行しております。次の欄が運行事業者ですが、こちらは契約単位で記載をさせていただきます。まず、颯田・鯉田・幸袋地区を1契約として、安全タクシー有限会社へ委託しております。続きまして、鎮西・二瀬地区を総合交通株式会社飯塚営業所、飯塚東・庄内地区を有限会社庄内観光、穂波地区を穂波タクシー株式会社、庄内地区を有限会社庄内観光、筑穂地区を有限会社庄内観光へ委託しております。委託料につきましては、債務負担期間の令和4年度から6年度までを記載させていただきます。委託料の積算方法は3か年とも変わりませんが、年度ごとに運行日数等に違いがある関係で金額に若干の変動がございますが、合計で申しますと、おおむね6400万円前後となっております。

○吉松委員

市内9地区を4つの運行事業者に委託しているということですが、運行业務委託料につきましては、筑穂地区と颯田地区に過疎対策事業債が財源として充当されています。令和6年度決算において、どの程度充当されていたのか、お尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

まず、筑穂地区及び颯田地区の予約乗合タクシーの運行业務委託料に係る金額を申しますと、令和6年度決算では、両地区合算で1979万1200円となっております。次に、過疎対策事業債ですが、これにつきましては運行业務委託料のみに充当されるものではなく、予約受付業務やシステム使用料など予約乗合タクシー事業の全体事業費に対して充当されるものでございます。筑穂地区及び颯田地区の全体事業費は2583万8千円となっております。この金額に対しまして過疎対策事業債は1060万円の充当があっているものでございます。

○吉松委員

予約乗合タクシー事業の運行业務委託料のみならず、全体事業費に対しても過疎対策事業債が財源として1060万円が充当されているということですが、このことから、筑穂地区と颯田地区に対しましては過疎対策事業債の本来の目的に沿ったさらにきめ細かい運行の検討をお願いしまして、この質問を終わります。

○委員長

同じく、コミュニティバス等運行事業費について藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

私のほうからは、令和6年度におけるコミュニティバス、エリアワゴン及び予約乗合タクシーの利用者の実績をお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

令和6年度のコミュニティ交通の運行実績について、各交通機関の利用者数についてお答えさせていただきます。まず、コミュニティバスにつきましては、市独自路線の筑穂高田線の利用者につきましては1万3657人で、前年度、5年度と比較しますと939人の増加、宮若市と共同運行しております宮若飯塚線の利用者は1万4269人、前年度比較432人の増加となっております。

エリアワゴンにつきましては、運行しております10地区全体で3万6607人、前年度比1766人の増加となっております。

また、予約乗合タクシーにつきましては、運行しております9地区全体で4万1660人、前年度比772人の増加となっております。

その他の交通機関を含めまして、コミュニティ交通全体といたしましては、令和6年度合計は10万8697人、前年度比較の3726人の増加となっております。

○藤堂委員

ご説明ありがとうございました。最後、意見ですけれども、地域交通についてですけど、現在、バス、エリアワゴン、予約乗合タクシーと3つ運用していると思いますが、飯塚市は非常に広いので運用が大変であろうというふうに思っております。今後の話になるんですけど、市民の方から複雑で利用しにくいという声が届いております。確かに利用者目線で見ると、オペレーションが3つあって違ってくるので煩雑で、利用が面倒になると利用が遠のきますので、もしよければ、今後はユーザーインターフェースをシンプルにして利用しやすい運用と制度のご検討をお願いいたします。

私、個人としてはサービスを集約して、クオリティを上げるというような形で、きめ細かい制度のご検討のほどよろしく申し上げます。以上です。

○委員長

同じく、コミュニティバス等運行事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の44ページ、45ページ、説明をお願いします。

○地域公共交通対策課長

提出させていただいておりますコミュニティバス等運行事業に関する契約状況を説明させていただきます。

まず、表の上から順に説明させていただきます。コミュニティバス運行业務につきましては、筑穂高田線の運行事業者は有限会社庄内観光となっております。委託料につきましては、今回の決算、令和6年度では1543万800円となっております。

次の地区内輸送コミュニティ交通運行业務につきましては、エリアワゴン、予約乗合タクシー及び路線ワゴンを一括で契約しているものでございます。まず、颯田・鯉田・幸袋地区を1契約として、安全タクシー有限会社と委託契約を締結し、令和6年度の委託料は1717万5400円となっております。続きまして、鎮西二瀬地区は総合交通株式会社飯塚営業所へ委託し、2191万4200円、飯塚東・庄内地区は有限会社庄内観光へ委託して、1895万5200円、申し訳ありません、もう一度。飯塚東・庄内地区は有限会社庄内観光へ委託し、1415万400円、穂波・菰田地区は穂波タクシー株式会社へ委託し、1895万5200円、筑穂地区は有限会社庄内観光へ委託し、2438万3700円となっております。

次に、予約乗合タクシー予約受付業務につきましては、株式会社福岡ソフトウェアセンター

と委託契約を締結し、令和6年度の委託料は1410万9700円となっております。以上で提出資料の説明を終わります。

○川上委員

契約方法を伺います。

○地域公共交通対策課長

債務負担行為を含めまして令和4年度から令和6年度まで債務負担行為を設定しておりますけども、単年度の契約となっております。

○川上委員

これは随意契約しているんですか。

○地域公共交通対策課長

この委託業者選考につきましてはプロポーザル方式での業者選考となっております。

○川上委員

市民の声を反映させて運行を改善するという事だと思うんですけど、この公共交通機関を利用している人にはどういうふうになっているか。まだ利用していない人にはどういうふうになっているか。その辺が分かりますか。

○地域公共交通対策課長

利用されている方につきましては令和6年5月に実際に利用されている方を対象にコミュニティ交通の利用者アンケートを実施いたしまして、意見等の聴取を行っております。また、未利用者の方につきましては、利用されている方、利用されていない方おられるかと思っておりますけども、電話や窓口でご要望を伺うほか、各地区の民生委員児童委員の定例会やまちづくり協議会等、自治会連合会の会議等におきまして、現在の運行状況をご説明するとともに、併せて地域の皆様からのご意見、ご要望を聞かせていただいているところでございます。

○川上委員

未利用の方の中には、「あっ、こういうふうに乗継げばいいのか」ということを私は時々見つけてお話しすることがあるんですけど、その予約の仕方もあるけれど、乗継ぎというのがなかなか困難な、あるいは発想がない、なりにくいところがあると思っておりますので、未利用者の方々にもう少し広く聞いていくと、これだけの税金を使って運行しているだけの費用対効果が上がるのではないかなというふうにも思いました。

それから、予約成功率という言葉があるそうなんですけど、なかなか予約が通らないということで、「普通のタクシーにしました」とかいうようなお話を聞くことがあるんですよ。このところは実情どうなっているのか、その上で改善はこのように考えているというところがあるのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

質問委員がおっしゃいます予約乗合タクシーの予約成功率ということでございますけども、まず、令和6年度の全体の予約成功率は90.9%となっております。

また、その成功率向上についてどんな改善ができるのかというご質問でございます。こちらのほうは、車両台数につきましては令和6年度、令和7年度も変更はございませんので、予約管理システムの面で申しますと、設定変更、乗り合い率を出すために運行時間の設定等の調整等を随時行いながら、最大限予約が成功するように努めていっております。

○川上委員

予約がなかなか成功しづらいタイミング及び地区について特徴がありますか。

○地域公共交通対策課長

時間帯で申しますと、やはり午前中の時間帯が通院等に行かれる方もおられますので、そこで重複することも考えられますけれども、予約センターで予約を受け付けさせていただくときに、第1希望、第2希望等でご予約を頂いております。そこで対応できないときにつきましては

は第2の時間帯のご提示等をしていただいで、そこでご理解を頂いているところでございます。

予約乗合タクシーの予約成功率の高い、低いところ、しにくいところと質問があったかと思えますけども、こちらにつきましては9地区のうち穂波地区が予約の成功率が低い状況となっております。

○川上委員

一部聞きますと、当日予約が入るために、距離感でいえば効率的に回るようにしているんですけど、当日予約のために複雑な運行をせざるを得ないときがあって、そのために時間と距離が延びるというようなこともあるように聞いていますので、その当日予約のありようについて工夫が一つ要るのかなと思います、それは要望しておきたいと思うんですけど。

手段をワゴンではなくてセダンを運行しているところがありますでしょう。これについては、性別の関係とか、それから感染とか病気のことで、なかなかセダンではどうかという方々もおられるようです。そのことについて何か検討していますか。

○地域公共交通対策課長

質問委員がおっしゃるところにつきましては、一部確かにセダンの採用をしているところがございます。このセダン車両の採用につきましては、これまでの予約乗合タクシーの同乗者が3人以上の乗り合いになることが少なかったこと——、失礼しました——、こちらのセダンプライムの運行は筑穂地区で運行を一部しております。こちらのほうにつきましては、筑穂地区におきましては3人以上の乗り合いになることが少なかったこと、また、筑穂地区においては車両3台で運行させていただいていることから、多数の利用者が同時に利用する場合にも対応ができるということ等から、この地区においては1台はセダンでの対応としております。

一部、感染症が流行したときというときにつきましては、運行事業者のほうからもこのときにはワゴンタイプでというようなご提案もございまして、実際そういうふうな対応もしたこともございます。

○川上委員

皆さんがそうだっていうわけではありませんけど、やっぱり予約乗合タクシーを使おうとする場合は病院行きとかが多くって、感染系の病気で行くとかあるわけでしょう。そうしますと、仮に1番に乗っていてもお隣に誰が乗るか分からないじゃないですか。そういう方の前で咳が出るとかというの、先に乗った病気の方は気をつかうし、また、後から病気の方が乗られて、その方も咳をすとかいうのに気をつかったりもするというようなこともあるし、先ほど性別のことも言いましたが、先に乗っていて、すぐ横に男性か女性か、誰が乗るか分からないじゃないですか。そういった点でいえば、一定の緊張感を持ったり、あるいはそのために利用しづらいという場合もあったりすることがあるというお話も聞いておりますので、もともと議会でセダンを導入したらどうかという意見があって、それをそうかと受け止めて、執行部のほうで請け負っていただいている事業者と相談した経過があるようですので、議会のほうからそういう声があったということなんですけども、何年かやってみて、コロナの時代にそういうことしたんですよ。非常に鈍感だと思ったんですけど、感染症はこれからはもうどういうふうになるか分からないことがあるし、それは速やかに改めてもらったほうがいいんじゃないかと思えますので、これも要望しておきます。

○委員長

続きまして、同じく、コミュニティバス等運行事業費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

取り下げます。

○委員長

次に、総務管理費、地域振興費、移住支援事業助成金について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

87ページ、総務管理費、地域振興費、移住支援事業助成金についてお尋ねいたします。移住支援金交付制度は県外から本市に移住し、一定の要件を満たした方に対して、単身での移住の場合は60万円、2人以上の世帯の移住の場合は100万円、世帯の中に18歳未満の子どもがいる場合は1人当たり100万円を加算するという制度ですが、令和6年度の申請件数の内訳はどうなっていますでしょうか。

○企画政策室主幹

令和6年度でございますが、10件の申請がございました。その内訳といたしまして、単身での申請が3件、2人以上の世帯での申請が7件、合計10件の申請があり、うち子ども加算は10人でございます。

○吉松委員

この制度は令和3年度から始まったわけですが、年度ごとの申請件数はどのように推移していますか。

○企画政策室主幹

本市でこの移住支援金交付制度を開始しました令和3年度は1件でございます。令和4年度は3件、令和5年度は8件、令和6年度は10件であり、年々増加をいたしております。

○吉松委員

申請件数が年々増加しているということですが、申請件数が予算を超えるという場合、交付額の上限、すなわち予算の範囲内でこれ以上は申請を受け付けられないというようなことになるのでしょうか。

○企画政策室主幹

本市の移住支援金は飯塚市移住就業事業における移住支援金交付要綱第1条において、「予算の範囲内で交付する」と定めております。令和6年度につきましては、上半期の段階で当初予算の規模を上回る申請が予測されましたことから、9月の補正予算で増額補正をいたしております。この際は申請された方全てに移住支援金を交付いたしております。

一方で、この制度は交付額の4分の3が福岡県からの補助金を財源といたしておりますことから、県の補助金予算の執行状況によっては、本市の予算執行に当たって県との協議調整が必要となる場合がございます。したがって、本市といたしまして、予算の範囲内でできるだけ多くの移住者の方にこの支援金制度をご活用頂きたいと考えておりますけれども、県内全体の補助金交付額が県の予算額の上限に達した場合には年度途中であっても申請の受付を停止いたしまして、翌年度の補助申請、支援金交付とならざるを得ない状況もございます。

○吉松委員

申請が多くなれば、県の補助金次第では受付を停止せざるを得ないということですが、せつかく本市に移住したいということであれば、補助金がなくとも、県と一生懸命協議をするということも必要でしょうけれども、県の補助金がないとしても、補正予算等で何か交付ができるかどうかとか、いろんな方法があるかと思えますので、その辺をしっかりと検討して、できるだけ交付できるように努力してほしいと思います。これで質問を終わります。

○委員長

続きまして、87ページ、総務管理費、地域振興費、定住化促進事業費について田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

定住化促進事業ですが、今、同僚議員と重なっているところもありますので、重ならないところだけ一つだけ言わせていただきます。この移住支援金の交付制度ですが、たしか、交付を申請した後、5年以上は継続して本市に移住してもらうことを前提にしたものだというふうに思いますが、支援金の交付を受けた方が申請から5年未満で、もしかしたら他の所に移住した場合にはどのような対応を取るのでしょうか、教えてください。

○企画政策室主幹

移住支援金の交付を受けた方が申請から5年未満で市外に転出した場合は、飯塚市移住就業事業における移住支援金交付要綱第11条の規定に基づきまして支援金を返還いただくこととなります。転出した時期が申請日から3年未満であれば全額を、申請日から3年以上、5年未満であれば半額の返還となります。この返還制度につきましては、申請の相談を受ける段階で申請者に対し説明するとともに、実際に申請を受け付ける際には返還の取扱いを明記した誓約書にご署名を頂いているところでございます。

なお、これまで5年未満の転出により返還を求めるような事案は発生いたしておりません。

○委員長

同じく、定住過疎促進事業費について赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

それでは、87ページ、総務管理費、地域振興費、定住化促進事業費について質問させていただきます。

まず、この定住化促進事業ですけど、数ある事業の中でも、私個人的に優先度の高い事業ではないかなと思っておりまして、このシティープロモーション推進事業、そこに直接的に働きかける同じく大事な事業だと思っております。ここは財政が厳しくてもきちんと予算を確保して投資していくべきではないかなと思いますんで、そういう視点でちょっと質問させていただきます。

シティープロモーション推進事業について、37ページの決算成果説明書の記載を見ると、前年度、令和5年度に比べて、本年度は経費が大幅に削減されていますが、これはどのような理由によるものか、お尋ねします。

○企画政策室主幹

シティープロモーション推進事業は、決算成果説明書における前年度においては、特産品振興・ふるさと応援課が所管しておりましたが、このとき、企業版ふるさと応援寄附金を財源とする事業を実施したことや、令和6年度から組織機構の見直しによる事務事業の移管により経費が減少したものでございます。

○赤尾委員

事務事業の移管により予算配分を変えた、振り替えたということですね。

では、成果指標を挙げられていますけど、これは人口の社会増減を示されていますが、実績が前年度に比べて増加した要因としてはどのようなものがあるか、ご説明をお願いします。

○企画政策室主幹

飯塚市では、従来から移住定住促進のため特設サイトによる情報発信やSNSを活用した広告の配信、首都圏で開催されます移住フェアへの出展等でのPR活動を通じて、移住者の獲得に向けた取組を継続してまいりました。また、シティープロモーション推進事業が当時の総合政策課に移管された令和6年度におきましては、特産品振興・ふるさと応援課をはじめ、商工観光課、スポーツ振興課などとの連携の上、市内・市外で開催される各種イベント等を活用し、より多くのPRの機会を確保することに努めたほか、テレビ、ラジオ、インターネット、情報誌など、性質の異なる様々な媒体を通じて、本市への移住定住に関する情報発信を行ってきたところでございます。このような活動をはじめ、各部署の様々な事業の取組の積み重ねと、民間によるマンション建設の増加により、人口の社会増減において277人の社会増という結果に結びついたものと考えております。

○赤尾委員

冒頭でも申しましたようにこの事業は大変重要なものだと個人的には思っておりますが、それを行政側も認識していただいて、関係部署が横断的に協力し、かつ粘り強く継続してきた結果、こうした成果を上げているということは高く評価したいと思います。今後も事業の推進を

お願いいたします。

○委員長

続きまして88ページ、総務管理費、地域振興費、その他の地域振興費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

88ページ、協働のまちづくり応援補助金ですが、まずはチャレンジ i n g 事業の目的をお尋ねいたします。

○市民活動支援課長

協働のまちづくり応援補助金は、地域活動団体や市民活動団体等が自主的に行うまちづくり活動等を支援するための制度でございます。この補助金は地域の特性やニーズに応じた活動を促進し、地域の活性化を図ることを目的としております。

また、市民等による協働のまちづくりを推進するため、各団体における継続的事业、やりたいを形にするスタートアップ支援を目的とした制度でもございます。補助率は4分の3でございまして、上限額は最高30万円となっております。営利目的、政治または宗教目的、他補助金等を受けている事業等は対象外となっております。

○藤堂委員

次に、実績についてお尋ねいたします。

○市民活動支援課長

平成6年度の実績でございますが、補助件数は15件、213万7千円となっております。内訳としましては、テーマ事業9件、124万2千円、コミュニティー事業4件、44万1千円、コラボ事業2件で42万4千円となっております。

○藤堂委員

様々な補助金を出していると思えますけれども、今後についてお尋ねいたします。

○市民活動支援課長

今後におきましては、本事業の見直しや他制度の活用など、活動団体への支援方法について検証していく必要があるというふうに考えております。

○藤堂委員

春に団体が実施している、鯉のぼりの事業なんですけど、昨年、この制度を活用させていただいて、大変ありがとうございました。

今まで、今もですけど、ボランティアでやっけていまして、正直、じり貧になってきたところでの、こういうものだったので、渡りに船というふうな制度であったと認識しています。本年度はいつの間にか予算がなかったんで、残念だなというふうに思っております。補助金という意味でもありがたかったですけども、この補助金の、この制度の本質、いい点は、団体側もですけど、市役所が市民団体と関わりを持てるというところがよかったんじゃないかなと思うんです。なぜかという、関わりを持つことで市役所としては住民ニーズをつかみやすくなったり、協働の側面が強くなると。次に、行政サービスの補完もしていただけて、いやらしいですけど、役所の財政出動の削減、抑制にもつながるんじゃないかなというふうに思いますので、市役所にとっても結構メリットのある制度だったんじゃないかなというふうに思っています。ほかにそのような制度があれば、そちらで補っていただければいいのかと思うんですが、私の認識だとチャレンジ i n g 事業以外はなかったのかなと思いますので、財源も200万円ほどになりまして、もしよければ、来年度、予算計上に関して内部で協議していただければ幸いです。よろしくお願ひします。

○委員長

次に、88ページ、総務管理費、地域振興費、まちづくり協議会活動推進事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

すいません。取下げさせていただきます。

○委員長

次に、88ページ、総務管理費、地域振興費、その他の地域振興費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから、総務費、地域振興費の3つの事業についてお尋ねいたします。まずは87ページのまちづくり協議会補助金3466万5189円についてです。成果報告書では39ページとなっております。まず、成果報告書をよく見ると、実施状況の中で補助金交付は3466万5千円で、ウのところでもちづくり協議会代表連絡会議、今年度は4回となっております。そしてその下の前年度改善策に対する実績のところを見ますと、代表者連絡会議を年4回開催し、市からの連絡事項や各地区の取組等について情報共有や、課題について検討を行ったというふうになっております。そしてまた、その次のところをよく読みますと人材育成が大変大事で、連携が大事だというふうに、この代表者会議等を通じて連携していくことが大変重要というふうに書いてありますが、4回の代表者会議がありました、その交通費等は支払われているのか、その辺を教えてください。

○まちづくり推進課長

この代表者会議に伴う出席費用等はお支払いしておりません。

○金子委員

その費用はどこから出ているのでしょうか、分かっていたら教えてください。

○まちづくり推進課長

この費用弁償については、まちづくり協議会の規約の中でそれぞれうたっております。全部のまち協については出席費用の分を支払うというような規約がありませんので、ボランティアで出席いただいているという形です。

○金子委員

すいません、もう一つ、今回、みんなのまちづくりフェスタ2025を開催されたと思いますが、そのときも12地区まちづくり協議会より実務者を選出し、実行委員会を立ち上げたというふうになっております。この実行委員会の皆さんに関しては、どういった費用弁償があったのでしょうか。

○まちづくり推進課長

実務者につきましても、ボランティアで参加をいただいている状況です。

○金子委員

私はこのところをですね、せっかく人材育成とか連携をしていくということであるのなら、責任を持って参加していただきたいし、しっかり協議していく場になってほしいので、この辺の費用負担をしっかり検討すべきではないかというふうに考えます。

今回、いろいろこの報告書を読ませていただきますと、若者の参画拡大や参画増加についてと書いておりますが、現在、飯塚市のまちづくり協議会では、若者を巻き込むためにどのような取組が行われているのか、分かればお示してください。

○まちづくり推進課長

現在、取り組んでいます事例として、立岩地区ではまちづくり協議会の未来育成部会が主導で、若者コミュニティーの場を立ち上げ、若い世代が企画運営に携わる地域のイベントや交流を通じて、地域とのつながりを深めております。

また、穂波地区では、穂波若者実行委員会Academy'sや、ほなみキラキラこどもフェスタ実行委員会が若者主体の活動を継続的に行うなど、各地区のまちづくり協議会において、若者が参加できる仕組みづくりを進めております。

○金子委員

まちづくり協議会への参画者を増やすため、市としてどのような手法や施策を検討しているのか、市民への啓発など具体的な取組についてお聞かせください。

○まちづくり推進課長

各地区の活動事例を紹介するとともに、事業計画策定支援や研修、交流の機会を提供することで、次世代人材の育成と地域コミュニティーの活性化につなげていきたいと考えております。

また、市民啓発としましては、交流センターだよりやSNS、小中学校への出前授業などを通じて、協議会活動の魅力や意義を広く周知し、参画意欲の喚起に努めております。

○金子委員

地域づくりや協働の推進には、次世代を担うリーダーや協働のスキルを持った人材の育成が、私は欠かせないと思っております。この成果報告書の次年度のところには、協議会役員向けの人材育成プログラムの実施や、地域間の連携、学び合いの場の創出等が書かれてあります。人が集まるといことは、お金がかかってくるのだと思いますので、その人的補償をどうぞよろしくお願いたします。以上です。

○委員長

次の石川委員の質疑につきましては、取り下げる旨の申出がっております。

次に、88ページ、総務管理費、電算管理費、その他の電算管理費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

まずは実績についてお尋ねいたします。

○情報管理課長

まず、利用状況について説明させていただきます。まず、AIチャットボットにつきましては、月間の問合せ件数は約2500件となっております。毎月1回の再学習を行い、よくある質問から新規データを作成し、既存データベースの更新を図っております。正答率は70%程度を維持しております。

なお、本市のAIチャットボットの仕組みとしては、職員が作成した約2500件のデータベース、Q&Aですけど、これを基に市民の方の質問文と、データベースの質問部分の両者の文字の近さを判断して、データベースを選択して回答する仕組みとなっております。

○藤堂委員

次に、課題についてもお尋ねをいたします。

○情報管理課長

課題につきましては、新規事業やデータベースが未整備の質問への対応が不足しております。不足しており回答ができない状況となっております。回答精度を向上させるために、職員の手作業による再学習が月に1回必要であり、更新データは翌月反映、新規データは2週間程度を要するため、最新情報の反映が遅れている状況となっております。

○藤堂委員

データ反映が遅く、最新情報が得られづらいとのことですが、今後の取組、成果説明書にある生成系AIチャットボット導入への検証についてお尋ねいたします。

○情報管理課長

まず、新しいデータの反映に時間がかかり、市民の多様な質問表現に十分対応できていないという課題への取組の一つとしまして、生成AIでホームページ上の内容を直接検索、回答させるチャットボットの導入を検討しています。

他の自治体の実証によりますと、市民の方々は制度名や専門用語だけではなく、生活実感に即した表現で質問をされます。そのため、AIが揺らぎを正しくホームページ上の施策や政策文書と対応を見つけられず、「見つかりません」となるケースや、根拠がない情報をありそう

な答えとして提示してしまうことがあります。これは現行のQ&Aのデータベースにはなかった誤った案内となります。

改善のためには指示書であるプロンプト設計ですね、例えば全ての事業を網羅する詳細な根拠を提示したり、参照範囲を制限したりすることをプロンプトと言います。これを確実にを行い、検証段階を経て実装するまでに一定の期間が必要であるものと分析をしております。よって、現行の改善策としましては、来年3月にリニューアルする本市公式ホームページにて検索機能を強化して、最新情報の反映が遅れることへの課題解決を図りたいと考えております。

実際の検索強化の補足をさせていただきます。具体的には、市民の方々が自ら必要な情報をすぐに取得できるような、ホームページの設計をしております。まず、3つありまして、1つ目に、検索窓直下によくある質問を提示いたします。2つ目に、レコメンド機能といって、ほかの利用者やAIによる推薦ですね、このページがいいですよというような案内をさせます。3つ目に、サイトの全ページの横断検索を行うような設計を行います。以上となります。

○藤堂委員

課題としては近しい認識だと理解いたしました。今後、ホームページの更新もあるようですので、チャットボットの制度と費用などを考えると、見直しを検討していただいてもいいのかなというふうに思いますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

○委員長

同じく、AI自動応答サービス事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

AI自動応答サービス事業について質問いたします。同僚議員のさっきの質問で導入の効果と課題は分かりました。導入時の経緯と初期費用はどれぐらい必要だったのか、お尋ねいたします。

○情報管理課長

まず本市は、福岡電子自治体共同運営協議会に参加をしております。そこの取組の一つで、ごみ・子育て分野のAIチャットボット実証というのがありました。それに令和3年1月に参加して、まず実証を開始しております。同年、令和3年4月に本格導入をしております。初期費用については、実証参加のため発生しておりません。月額6万6千円で運用を今も継続しております。

○石川委員

成果説明書には、最終的には職員の電話対応時間の削減、24時間年中無休対応による市民サービスの向上を図ると記されていますが、実績、導入の効果として、職員の電話対応時間の削減につながったのか、お尋ねします。

○情報管理課長

電話件数の実測による検証は実施しておりません。一方で、AIチャットボットによる問合せの約55%が閉庁時間帯に発生しているという現実があります。

AIチャットボットがない場合を想定したとき、これらはホームページを検索したり、開庁時間帯に電話をされる、また、周囲の方に聞く等で情報収集されることが予想されています。問合せの一部がチャットボットに置き換わっていると考え、一定の削減効果があると考えております。

○石川委員

ホームページリニューアルで検索導線を強化、ということでしたので、ホームページがリニューアルされると、その事業を知っている人とかでしたら、情報にたどり着きやすくなるということだと思いますけども、そうするとチャットボットが答えを出す必要はないのではないかなと思ってきますので、チャットボットが答えを出すのではなくて、ホームページ検索の整理、誘導する機能に特化したような形のチャットボットにしたほうがいいのかあと考えます。

質問を終わります。

○委員長

次に、89ページ、総務管理費、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料46ページの説明をお願いします。

○土木管理課長

まず、この交通安全施設整備事業は、国の交通安全対策特別交付金を財源として、道路反射鏡、転落防止柵、外側線等の交通安全施設を整備し、道路の交通環境の向上を図るとともに、交通事故の発生を防止することを目的としているものです。

提出させていただいた資料は、当該事業の交付金の推移を示しております。過去10年間の交通安全対策特別交付金の推移といたしましては、年度ごとに多少の増減がございますが、平成27年度3076万3千円をピークに交付金が減少傾向にあり、令和6年度の交付金は1785万3千円となっております。

○川上委員

分かりました。

実績としてはカーブミラーが何本、何が幾つというふうに答弁できますか。

○土木管理課長

今、手持ち資料がありませんので、すいません。

○川上委員

今言われた平成27年度3076万3千円のピークから、グラフのとおり1750万円まで、見込みということですが、7年度見込みですけれども、半分とは言いませんけど、近いぐらい減額になっているんですね。ずっと下がっているんですよ。この下がった分を積み上げていきますとおおむね6千万円分ぐらいになっているんですよ。そういう意味では、平成27年度以降、6千万円分ぐらいの交通安全対策費が削られていて、それだけ行うべきものができていない可能性がある、危険があるというふうに思いますので、来年度予算編成に当たっては、その辺を考慮して増額するように、国から来る分は変わらないんでしょうから、それに別立てでそういうものが準備できるように改善する必要があるんじゃないかというふうに思います。それは要望しておきます。

○委員長

続きまして89ページ、総務管理費、交通安全対策費、自転車駐車場管理運営事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから自転車駐車場管理運営事業、決算書の89ページですけれども、交通安全対策費の自転車駐車場管理運営事業でお尋ねしますが、まず、本市で管理している自転車駐車場の利用の実績についてお尋ねいたします。

○建設政策課長

本市が管理している自転車駐車場ごとに、自転車とバイクを合算した年間の総利用台数について、令和6年度の実績にてお答えいたします。鯉田駅前自転車駐車場が1万7475台、浦田駅前自転車駐車場が5951台、新飯塚駅前北側自転車駐車場が10万1966台、新飯塚駅前東側自転車駐車場が5万611台、飯塚駅前自転車駐車場が2万8401台、吉原町自転車駐車場が1万574台、天道駅前自転車駐車場が1369台、大分駅前自転車駐車場が305台となっており、全施設の収容可能台数1435台に対して、1日平均38.6%の利用率となっております。

○田中武春委員

それでは次に、各自転車駐車場に放置された自転車への対応についてお尋ねいたしますが、まず、この対応時期や実施回数、また、撤去した自転車の保管場所などについてお尋ねいたします。

○建設政策課長

放置自転車の措置につきましては、飯塚市自転車駐車場条例第9条に規定されており、年1回、毎年10月下旬から11月上旬頃に調査を実施し、同条例第3条において、1回の利用期間は駐車した日から10日以内と定められていることから、調査期間は2週間としております。その期間内に使用していないと思われる自転車を回収し、各自転車駐車場ごとに整理し、区分けした後、吉原町自転車駐車場の2階に保管しまして、同条例第9条第2項の規定に基づき撤去・保管した旨を告示しております。

○田中武春委員

それでは、撤去した放置自転車は、吉原町自転車駐車場に保管するとのことですが、その後の対応についてはどのようになるのでしょうか、お尋ねします。

○建設政策課長

放置自転車の回収時に車体番号や自転車防犯登録の有無を確認しておりまして、登録がある場合は所轄の警察署へ照会をかけ、所有者が判明した場合には、所有者に対し保管した旨及び受領を促す通知を発送しております。

また、回収した車両の中に盗難届が提出された事件性のある車両があった場合には、飯塚警察署に引渡し、所有者へ返還しております。まだ、所有者が判明しない車両については、電話等で問合せがあった際に、車両の鍵などで所有者と確認できた場合には返還に応じております。

保管期間につきましては、告示後3か月としており、飯塚市自転車駐車場条例第9条第3項の規定に基づき返還ができなかった車両は保管期間経過後に、例年、年度末の時期に処分しております。

○田中武春委員

それでは、令和6年度における放置自転車の処理の実績はどのようになっているのでしょうか。

○建設政策課長

令和6年度における処理実績につきましては、撤去・回収した車両が170台、所有者の判明などにより返還した車両が40台、保管期間経過後に処分した車両が130台となっております。

○田中武春委員

それでは最後になりますけれども、新飯塚駅の自転車駐車場については、市民から自転車が多く、なかなか駐車できないなどの相談を受けることがよくあります。そこで、大きい新飯塚駅の北側と東側、今現在では年に1回しかしてないようですが、この放置自転車の対策をです、この飯塚の駅、北と東が、年に2回ぐらい、1回じゃなくて2回ぐらい増やしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○建設政策課長

放置自転車の措置につきましては、先ほどより答弁しておりますとおり、条例により手続や一定の処理期間が定められており、措置回数を増やすことで、保管場所の課題や、調査・回収・撤去などに要する人員の確保が必要となります。そのため所管課といたしましては、年間を通した利用状況を把握し、放置自転車の措置が有効となるタイミングを見極め、当面は、現状の年1回の対応で効果的な時期での実施について、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○田中武春委員

なかなか人がいないので、年に1回にしてくれということなんだろうけど、使用する市民

はですね、やはり自転車、特に新飯塚辺りは台数も多くて人通りも多いので、通勤・通学によく使っていますから、その辺の採用も含めて今後十分に調査・研究していただきまして、邪魔になる自転車の撤去をよろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:09

委員会を再開いたします。

続きまして、89ページ、総務管理費、人権推進費、人権啓発センター管理運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料47ページの説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

人権啓発センター管理運営事業費につきましては、人権啓発センター3館の施設維持管理に関する費用及び各種講習会やデイサービス事業運営に関する費用が、その内訳となっております。

人権啓発センターごとに集計を行いまして、費用の内訳をこの表に記載しております。合計金額としましては、立岩人権啓発センターが555万224円、穂波人権啓発センターが481万6801円、筑穂人権啓発センターが333万9422円となっております。

○川上委員

配置されている職員の人件費を加えると、どういう感じになりますか。

○人権・同和政策課長

人件費に関する費用につきましては、人権・同和政策課の予算ではないため、今のところ、手持ちでは把握できておりません。

○川上委員

それでは、実績をどのように評価しているか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

各人権啓発センターの利用者の状況などを見ますと、昨年度、令和5年度の利用者数とほぼ同様な利用をされております。また、それぞれの人権啓発センターでは、デイサービス事業や各種教室ということで、それぞれ人権啓発センター独自に教室・講座を行われておまして、その参加者も複数いらっしゃることから、人権啓発センターでの事業については例年と同様、地域のために活用されているものと考えております。

○川上委員

エレベーターがつけば、上の階も使いやすく、かつ避難所機能も果たせるのではないかとと思うんだけど、今、避難所機能を果たしているところはどこですか。

○人権・同和政策課長

人権啓発センターのうち避難所となっております人権啓発センターにつきましては、穂波と筑穂が避難所となっております。

○川上委員

隣保館デイサービス事業は、川津のほうが、参加に行っている方は便利だというふうにお考えか、把握していますか。

○人権・同和政策課長

旧川津地区でデイサービス事業をされてあった利用者につきましては、現在、立岩人権啓発センターのほうでデイサービス事業を受けてあります――

先ほどの質問がちょっと把握できませんので、申し訳ありません、もう一度お願いいたします

す。

○川上委員

さっき係長が言われていたように思うので、ちょっと言うと、伊岐須会館を今のようにするために、あそこで行っていたデイサービスは立岩まで行ってくださいということになって、もう大分前ですよ。それで今、3館でデイサービスをやっているわけでしょう、陶芸も含めてね。そうすると、新人権啓発センターを造るというわけでしょう。3館に通ってやっている人たちは、地元でやるよりは、何らかの手段で新人権啓発センター、川津まで行ったほうが助かると、都合がよいというふうに言われているのかという質問をしたんです。

○人権・同和政策課長

現在、このデイサービスを利用されている方が、新しい川津の人権啓発センターの利用がよいということで、そういう統合について検討したというところではございません。現在、利用されてあるデイサービスの利用者につきましても、新しく人権啓発センターが統合・建設された際には、そちらのほうへの移動手段を含めて、利用者にとって利用しやすいような方法について、現在、検討をしているところでございます。

○川上委員

今からですかと言われると思いますね。

廃止予定はいつですか。

○人権・同和政策課長

既存の人権啓発センターにつきましては、新たな人権啓発センターを建設した後ということになります。現在、新しい人権啓発センターの整備に向けた調査を行っているところであります。また年度としては明確にはなっておりません。

○川上委員

何年度までは今のところは使えますということはないんですか。

○人権・同和政策課長

各人権啓発センターの使用の耐用年数としては60年ということで考えておりますので、それぞれの人権啓発センター建設からの年度に応じて、いつまでということはお変わってきますが、現在、立岩人権啓発センターにつきましては経過年数が43年ということで、あと17年、穂波人権啓発センターにつきましては50年経過しておりますので、あと10年、筑穂人権啓発センターにつきましては51年経過しておりますので、耐用年数上はあと9年ということで考えております。

○川上委員

先ほど伊岐須会館は健全で、まだまだ使えますというような趣旨の答弁があったと思うけど、あれは何年ですか。

○人権・同和政策課長

伊岐須会館につきましては昭和57年ですので、現在、経過年数としては43年を経過しております。

○川上委員

立岩と同じくらいということですかね。そうしましたら、それを廃止しようとしているんですけど、地元調整を決算年度中にやりましたでしょう。説明してください。

○人権・同和政策課長

筑穂の鶯塚自治会長より、筑穂人権啓発センターの存続に関して要望書を頂いておりましたので、令和7年3月に鶯塚自治会のほうで、統合に関する説明のほうをさせていただきました。

そのほか立岩・穂波・筑穂それぞれの自治会長会において、決算年度ではありませんが、令和7年度に統合に関するご説明をさせていただきました。

また、現在、川津地域の地盤調査を行っておりますが、その関係自治会のほうにも地盤調査

を行うことについて説明をさせていただいております。

○川上委員

部落解放同盟が市の基本方針に反することを要望してから、筑穂の地元の皆さんに説明をするまで3年かかっていますよね。この決算年度、庁内調整はどうやりましたか。

○人権・同和政策課長

決算年度におきましては、公有財産調整等委員会におきまして、この人権啓発センターを統合し、新たな人権啓発センターを整備することについて、協議・調整をしております。

○川上委員

市の基本方針と違うことをやりましょうということで、令和7年度地盤調査などの予算を出したじゃないですか。だから、決算年度中に基本方針と違う予算編成をしたわけですよね。どのように行ったんですか。

○人権・同和政策課長

先ほど答弁させていただきましたとおり、公有財産調整等委員会の人権啓発センターを統合する方針について協議・調整をさせていただき、その後、市内部での庁議において、その方針を決定させていただきました。その後、令和7年度当初予算として、新たな人権啓発センター整備のための地盤調査予算を計上させていただいたものです。

○川上委員

決算年度、令和6年9月3日付で人権・同和政策課長から建築課長に、下記のとおり依頼しますのでよろしくお願ひしますという文書を出していますよね。3か年予算、人権啓発センター建設候補地地盤調査業務委託、ボーリング調査を実施するものと。その中で予算作成と条件資料、2の1の1枚目に、新規案件及び公共施設等のあり方に関する第3次実施計画、維持・修繕、更新計画と異なる予算計画を行っている場合には、財産活用課、財政課、総合政策課の合議後に建築課へ予算依頼を行ってくださいと。合議が必要な場合の確認、サインまたは押印ということで、財政課長、総合政策課長、財産活用課長及び補佐ですか、係の判こが押してありますけど、これちょっと説明してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:25

再 開 14:37

委員会を再開いたします。

○都市建設部次長

昨年度のボーリング調査の依頼書に関しましては、建築課のほうに依頼を受ける際に、通常出されている依頼書のフォームでございます。事業計画のある分については、そういったものですが、新規のものに関しては、関係課の合議を取ったもので、建築課のほうで予算を作成するというふうなルールづけになっております。

○川上委員

部落解放同盟との団体交渉の中で、今後も引き続き庁内での調整を図り、財源等の確保も含め計画の具体化と回答していますね。令和6年度中に、財源等の確保も含めて計画の具体化ということについては、どういうことをしましたか。

○人権・同和政策課長

財源の確保ということで、補助金の活用について県のほうに相談を実施するなど、整備に向けた検討のほうを行っております。

○川上委員

国には。

○人権・同和政策課長

この補助制度の窓口としましては、福岡県となっておりますので、県のほうに相談を行っております。

○川上委員

どうでした。

○人権・同和政策課長

この人権啓発センターの改修に伴う補助金につきましては、予算の規模が十分ではなく、なかなか補助の採択というのは厳しい状況であるというような回答がありました。そのようなお話をしております。

○川上委員

改修と言われました。

○人権・同和政策課長

この隣保館の統合につきましては、県の補助上では改修に当たるということで、県のほうから説明を受けております。

○川上委員

新築建て替え、2年前でも12億円を超えるでしょうというやつ。12億円という数字を示して、福岡県と相談したんですか。福岡県の窓口はどこですか。

○人権・同和政策課長

まず、県のほうに金額を示してということでは行っておりません。また、県の窓口としましては、福祉労働部人権・同和対策局調整課となっております。

○川上委員

どうしてその12億円超えというのを、数字を示していないんですか。

○人権・同和政策課長

この整備の費用の積算につきましては、まだ、先の予定となっておりますので、その時点ではまだお話をしておりません。

○川上委員

どういう意味なんですか。確認書の中に12億円超えの構想を示しているじゃないですか。

○人権・同和政策課長

この12億円という金額につきましては、概算の金額となっております。また、県のほうに相談をしております補助事業につきましては、その実施額に対して補助金が決定するものではなく、補助金基礎額を基に補助金のほうが交付決定されることから、その概算金額については、説明することは行っておりません。

○川上委員

そうしますと、福岡県の補助金は全く期待ができないということですかね。

○人権・同和政策課長

補助申請をする実施年度の予算額によることから、現在のところ、その判断はできておりません。

○川上委員

じゃあ借金ということになりますか。借金はどれぐらいの割合でするんですか。

○人権・同和政策課長

まだ、その金額については積算できておりません。

○川上委員

12億円超えのこともあろうし、今後の増嵩を考えたら、例えば18億円とかになるかもしれないけど、5割は借金しますよというような感じなのか、2割ぐらいなのかね、それを知りたいわけですよ。

○人権・同和政策課長

まだ、その財源につきましては見込むことができておりませんので、その割合についても、現在お答えすることができません。

○川上委員

財源の手当てというか、イメージもなくて、武井市長は公印をついたわけですか。

○市民協働部長

財源の話でございます。一般質問等でも概算で約12億円という形でご答弁させていただいておりますが、今年度、地盤調査をやっております。今後、タイムスケジュール的に造成とか、いろいろ年度によって工事の種類とかも変わってきます。

県とのやりとりの中でも、年度ごとの補助金申請であって、繰越しとかいうことは認められないという話も聞いていますので、そこら辺の情報共有を県とも行いながら、補助金が全く駄目なのか、もしくは可能性があるのか、そこら辺の部分もまだはっきりしたことが、国を通じて県からいただいておりますので、その点も含めまして、補助金が充当できる。また、その補助裏の起債を充当する。そして、最終的に一般財源が幾らなるという部分を、今から捻出していきたいと考えております。

○川上委員

日鉄の坑道がどれだけ走っているか分からないし、中小炭鉱の坑道が、どこにどうあるかも全く想定がつかないという状況の中で、坑道を探して今、30メートル、深度30のものを5本、それから14メートルを3本ぐらい掘っているでしょう。これは坑道が出てくると、基礎工事をしっかりしないといけないという話になって、12億円超えどころの話じゃないと思うんですね。財源も考えずに公印を押した責任は大きいと思います。質問を終わります。

○委員長

続きまして、89ページ、総務管理費、人権推進費、部落差別解消推進団体補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の48ページから関連がありますので、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

まず、資料の48ページについてご説明をさせていただきます。補助金団体としましては2団体となっております。部落解放同盟飯塚市協議会に対しまして、令和6年度につきましては1523万9475円、全日本同和会に対して254万8千円、合計で1778万7475円の補助金を交付しております。

また、それ以降につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会の規約、活動内容、また全日本同和会飯塚支部の規約、活動内容、決算書などの資料を添付しております。

○川上委員

特に部落解放同盟については、本市発足以来19年の間に出した補助金の総額は幾らですか。

○人権・同和政策課長

平成18年度以降の決算額の合計としましては5億1277万6823円となっております。

○川上委員

その大半は一部幹部の給料、人件費で消えていっているんですけども、間違いはないですか。

○人権・同和政策課長

この補助金に占めます人件費の割合としまして、決算年度であります2024年度につきましては、約41%となっております。

○川上委員

普通、人件費が六十数%、約7割に上ります。幹部の活動費を入れると、もうほぼ90%を超えるような状況でしょう。今回、四十何%と言われましたけど、解放同盟の予算額と決算額の差引き額は519万3525円のマイナスになっているんですよ。事情を教えてください。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟の予算と決算の差額につきましては、先ほど議員の言われるような金額となっております。その主なもの、内訳としましては、人件費に伴うものが約201万円、事業費に伴いますものが約162万円、大会費などに伴いますものが約60万円となっております。

○川上委員

大会費は補助対象ですか。

○人権・同和政策課長

大会費については補助対象となっております。

○川上委員

追加資料の65ページを説明してください。

○人権・同和政策課長

65ページにつきましては、補助金交付団体役員の活動状況ということで、部落解放同盟の状況を記載しております。人件費及び出勤状況、業務内容ということで、表題をつけております。人件費、出勤状況、また業務内容として、項目を1、2、3ということで説明書きを記載しております。

まず、1番目の人件費につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会の決算書資料でいきますと、56ページのほうを参照いただきたいと思います。2番目の出勤状況につきましては、表の左側のほうに常勤役員の月ごとの出勤状況、また、表の真ん中につきましては、非常勤役員の出勤状況となっております。表の1番右側のものにつきましては、部落解放同盟飯塚市協議会の相談事業の件数について報告をさせていただいております。

○川上委員

非常勤役員、副委員長の出勤日が年間ゼロというのは、どういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

非常勤役員、副委員長につきましては、令和6年度は不在でありましたので、出勤日がゼロということになっております。

○川上委員

書記長が8月から3月まで、年度末まで出勤がゼロになっていますけど、これはどういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

常勤役員の書記長につきましては、8月以降、病気休暇ということで、8月から10月になっております。また、11月以降につきましては休職をされているということで、出勤数はゼロということになっております。

○川上委員

そうすると、この給料の支払いは、8月以降、3月まではどういう関係になるんですかね。

○人権・同和政策課長

病気休暇につきましては有給休暇となっておりますので、8月から10月分につきましては給与の支払いが行われております。また、11月以降の休職につきましては、無給の休職ということになっております。

○川上委員

この団体は書記長と雇用関係があると思うけど、休業補償の関係とかはないんですか。

○人権・同和政策課長

その組織独自の休業補償については把握をしておりません。ただし、決算書を見る限り、そのような費用についてはないのではないかとこのふうに見込んでおります。

○川上委員

団体のことではなくて、休業補償のことなんですよ。団体ではなくて。

○人権・同和政策課長

休業補償につきましては、団体の給与規程に基づきまして、有給休暇ということで給料のほうは支払われております。（発言する者あり）

11月の休職につきましては、その団体の取扱いにつきましては、詳しく把握をしておりませんが、決算上では支払われていないものと見込んでおります。

○川上委員

支払われていないのは201万円ということですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：58

再 開 15：09

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

資料56ページの部落解放同盟飯塚市協議会決算書の人件費の費用区分のところで、不用額201万1876円、これについて書記長に関するものかということでご質問を受けておりましたが、この内訳としましては、書記長専従に伴う給与、通勤費、保険料につきましては、11月から3月分の影響額となっております。また、この表にあります4番目の非常勤役員行動費につきましては、先ほどご答弁しました副委員長の空席に伴う不用額となっております。

○川上委員

そうすると、さっと引き算ができなくて、書記長の5か月休職に伴う不用額は幾らになるんですかね。

○人権・同和政策課長

合計額としましては189万1876円となります。

○川上委員

それは5か月分なんですか。

○人権・同和政策課長

5か月分でございます。

○川上委員

1月40万円近いわけですね。

○人権・同和政策課長

この専従職員の給与及び賞与、また社会保険料などを含んだ金額が、その金額となっております。

○川上委員

賞与は何か月ですか。

○人権・同和政策課長

年間で4か月、今回の影響額としましては、2か月となっております。

○川上委員

そうすると、7か月分の給与と社会保険料、通勤費の影響額ですか。

○人権・同和政策課長

給与、社会保険料につきましては、そのような金額となっております。

○川上委員

分かりました。

病気でこれだけの収入がない状況の補助金団体の書記長なんだけど、生活がどのように成り立っているか、成り立っていないかについて、あなた方は相談に乗ったりしたことがありますか。

○人権・同和政策課長

そういった収入がないことに対する生活上の相談は受けたことがございません。

○川上委員

あなた方にしてみれば、重要な補完行為をしてもらっている団体の書記長なんでしょう。電話1本で復帰を認めて、給料、前年度も出したじゃないですか、1、2、3。そういう間柄じゃないですか。一緒に立食パーティーもしました。そういう間柄の中でね、二重、三重にね、公私ともに心配して、あなた方のほうから声をかけているのではないかと思うわけですよ。相談がなかったというような関係なんですか。

○人権・同和政策課長

こちらからお声をかけてということもありませんし、相談を受けてということもございません。

○川上委員

ところで、この間、決算特別委員会でも、この補助金団体の幹部に社会的に批判を浴びるような言動があるときは、補助金を調査の上、補助金を返してもらうことがあるんだという立場を表明されました。その後、こういったことがなかったでしょうか。

○人権・同和政策課長

社会的に批判を浴びるようなことがあったという状況は把握しておりません。

○川上委員

先ほどから言っております決算年度、令和6年の7月ですか、夏の団体交渉のときにですね、部落解放同盟は2020年の10月、あなた方、人権同和政策課にかかってきた、5時10分に、同和地区問合せ電話とあなた方が呼んでいる状況を捉えてね、差別事象だと、同和地区問合せマニュアルもつくっているでしょう。どういうふうに使っていますかとかなり言われていますよね。各部、解答の折には、このことをほとんど言っているんですよ。今このように電話の横に置いて使っていますからと。

そういうことなんだけど、どうもね、当時、1度、一般質問で聞いたことがあると思うんだけど、あなた方が情報公開請求で明らかにした、当事者職員をあなた方が連れて行って、直接、部落解放同盟幹部に尋問させたときの話ですよ。それは記録があるでしょう。そのときのレポートを読むと、どうも部落解放同盟の幹部、黒く塗ってあるから誰か分からないけど、少なくともその幹部は、この電話があることを事前に知っていたのかと思わせるような記述になっているわけですよ。それはあなた方のメモですからね。あなた方はその幹部に、あるいは団体に対して、この電話がかかってくることを、実は事前に知っていたんじゃないですかというふうに聞いたことがありますか。

○人権・同和政策課長

事前にそういった情報を知っていたのではないかというような質問をしたことはございません。

○川上委員

してみてください。過去に、事前にそういうことを知っておりましたという事例は全国に幾つかあるんですよ。これは大変なことですよ。当時、立花町などでは、差別はがきとかいうのが出てきたりして、あなた方のマニュアルどおりいけばね、電話がかかってきます。そしたら、誰か取るでしょう、職員が。そしたら、どうしてそんなことを聞きたいんですかと、ずっと聞いていかないといけないんですよ、名前も聞かずに。そしたら、賤称語をしゃべったり、様々な差別的な言動を発言することが考えられるじゃないですか。あのマニュアルは、それを聞き出すために、ずっと聞きなさい、聞きなさいと。場合によっては直接会いなさいとまで書いているじゃないですか。だから差別事象が幾らでも出てきますよ。そういう非常に危険なものなんだということを言っておきたいと思うんだけど。

それで、6年のこの団体交渉のときに、私、大変驚いたんだけど、都市建設部長の回答というのがあるんですよ。特定開発就労事業に関わって要望が出たんですよ。それに対して、要求7に対する都市建設部長回答7というのを紹介してください。

○土木建設課長

この表記につきまして回答を作成しました土木建設課より答弁させていただきます。こちらの表記につきましては、要求内容における同一の文言について合わせるような形で回答したものでございます。

要求7、産炭地につきまして、産炭地域の振興に特定地域開発就労事業などが大きな役割を果たしてきた。特開事業の暫定期間も終了し、被差別部落の雇用や経済状況を見たとき、大変厳しい状況にあり、中高年などの新たな雇用の創出につながる事業を市内各所の環境整備などにおいても、飯塚市としてはもちろん、企業の社会的責任も含めて諸事業を実施されたい。

それにつきまして、要求7の都市建設部長回答としまして、産炭地域及び農山村特定地域での被差別部落に対しての雇用を目的とした中高年齢者等の雇用促進に関する特別措置法が、昭和46年から平成19年3月末までの期間において制定され、特定地域開発就労事業が実施されました。この事業では、飯塚市全域において道路建設をはじめ多くの公共性のある事業を行い、地域のインフラ整備並びに——（発言する者あり）

○川上委員

そこで、今紹介があった特別措置法において、特定地域というのはどういう位置づけになっていますか。定義をお願いします。

○土木建設課長

特定地域とは、石炭産業の衰退によって大きな影響を受けた旧産炭地域における地域となっております。特定地域開発就労事業の目的としましても、石炭産業の衰退によって大きな影響を受けた旧産炭地域において、地域の振興開発と中高年齢者の雇用機会の確保を目的として実施された事業としております。

○川上委員

法律の中に特定地域の定義が書いてあるじゃないですか。何て書いていますか。

○土木建設課長

繰り返しの答弁となりますが、特に石炭産業の衰退によって大きな影響を受けた旧産炭地域に——

申し訳ございません。特定地域とは、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定する地域と書いてあります。

○川上委員

都市建設部長、それでいいですか。

○都市建設部長

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の第2条第3項の中に、今、土木建設課長が答弁した内容となっております。

○川上委員

じゃあ何で解放同盟との団体交渉の回答に、特定地域での被差別部落に対してというふうに書くんですか。

○土木建設課長

そのような表記としましたのは、要求の中にそういう文言がありましたので、同一の文言に合わせて回答したような形になっております。

○川上委員

それは何ですか、屈服しているんですか。なれ合っているんですか。

○土木建設課長

そのようなことはございません。

○川上委員

なれ合っているじゃないですか。向こうが言った言葉に合わせて、法律にない言葉で、被差別部落がどうだこうだとかね、法律に一言も書いてないようなことを、なぜ言うんですか。

○土木建設課長

繰り返しの答弁となりますが、要求書の内容に合わせるような文言として回答したものでございます。

○川上委員

ちょっと確認するけど、飯塚市には同和地区ありません。被差別部落ありませんというのが、本市の基本見解ですよ。確認してください。

○人権・同和政策課長

これまでの一般質問などのご答弁の中でも、例えば2018年3月の答弁におきまして、「ここでいう同和地区につきましては、同和対策事業を対象にしたことがある地域ということで判断しておりますので、今、法律がない以上、同和地区はありません。」というご答弁をしております。

また、2019年11月12日の協働環境委員会の答弁の中で、「飯塚市のほうに被差別部落地区というのはございません。」というような答弁のほうをしております。

○川上委員

市長、よく考えてくださいよ。まだそのときは教育長だったでしょうけど。2020年のコロナが始まって半年後の電話、10月、17時10分頃、人権同和政策室に電話がかかってきました。御承知のようなやりとりがありました。その中で、職員は、同和地区はありませんよと。でも被差別部落はとか、それは解放同盟の幹部に言われたわけですよ。それでも、ありません。ないと思いますと、きちんと市の基本的な立場で答弁した。それを事実上、糾弾まがいの確認を取られているわけですよ。内心の自由まで侵されているじゃないですか。そういうことがあって、同和対策マニュアルができました。

解放同盟との団体交渉の中で、相手が使った言葉を使わなければ、被差別部落はあるというんだから、解放同盟は。それを、その言葉を使わなければ収まりがつかないみたいな事態、それを言うに当たり、法の中に、特定地域とかいうのは全く関係ない。被差別部落とか関係ないというか、書いていない。それをあたかも書いているかのように答弁し、そして、その場にいた市長も副市長も、どの幹部も間違っていると知らないばかりか、これは決裁しているじゃないですか。本書のとおり回答してよいでしょうか。原、宮原、久保、坂口、内田、小川部長まで。これはどういうことなんですか。

○市民協働部長

ただいま都市建設部の担当課長と都市建設部長が申しました。質問委員が言われますように、特定地域開発就労事業という形の部分と被差別部落との関わり関係のご質問ですけど、法の趣旨、目的も先ほど申しました。先ほど担当課長も答弁しました。要求書に書いたことの部分を引用して回答いたしております。この分につきましては、法的な特定地域開発就労事業、先ほど申しました高齢者等就労機会確保事業にあります中には、被差別部落とかそういう文言は出てきておりません。しかしながら、これまでの経過等も踏まえまして、協議の意味の考え方の中で、こういう言葉を使ったという形で認識いたしております。

○委員長

川上委員、決算の範囲内で質疑のほうをお願いします。

○川上委員

しかし、このことはもっとストレートな形で今年も使っているんですよ。本市の立場を明らかにしているわけですから、解放同盟は補完事務をやってもらっている相手なんですよ。そ

れだったら、市の見解と違う立場でやっているんだったら、団体の自主性に属することとは別に、基本的な立場のことについては、団体の皆さんはそう言われるけど、市の見解は、同和地区はありません。被差別部落もありません。しかも、法律の中にはそういう定義はありませんと言って、そういう緊張関係を持たなければならないでしょう。改めてください。この件は終わります。

○委員長

続きまして、90ページ、総務管理費、男女共同参画推進費、家事・育児シェア促進事業について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

決算書の90ページ、家事・育児シェア促進事業についてお尋ねいたします。成果報告書は46ページになります。

この事業は、目的として、家庭での男女共同参画を市民全体に浸透させることで、方法として、家事・育児シェアシートを作成・配付して、さらに、アンケート調査を実施しているものですが、配付方法はどのように行っておりますでしょうか。

○男女共同参画推進課長

家事・育児シェアシートの配付方法につきましては、当該が主催いたします各種講座や講演会の開催時にお渡しするほか、関係各課と連携し、窓口等でも配付を行っております。併せまして、地域の拠点であります各交流センターや子育て支援センター等にも配架し、市民の皆様にも広くご利用いただけるよう努めているところでございます。

また、紙媒体による配付だけではなく、市のホームページからダウンロードもできるようにしているところでございます。

○金子委員

いろんな所に配架もされているようですが、関係各課とどのように連携していますでしょうか。

○男女共同参画推進課長

現在は市民課及び各支所の市民窓口課並びにこども家庭課と連携し配付を行っているところでございます。具体的には、婚姻届の提出時に配付するほか、こども家庭課が実施いたします乳幼児家庭への全戸訪問の際にも配付を行っております。

○金子委員

成果報告書を見ますと、今年度はシェアシートの配付数が2340に対してアンケート回答数は56、アンケート結果は「行動変容があった」と回答した率は79%とあります。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○男女共同参画推進課長

利用者アンケートの結果から、本シートの配付につきましては、家庭内における性別による固定的役割分担意識の解消に一定の効果をもたらしたものと考えているところでございます。

なお、本年度は、男女共同参画に関する市民意識調査を実施する予定としており、男女の役割分担意識等についても検証してまいりたいと考えております。

○金子委員

私もこのシートを見させていただきましたが、ちょっと見にくいというか、小さくて、見たらやるけど、もう少し説明が必要なのかなと思う点もあります。

もともと、この事業の目的は、固定的性別役割分担意識の解消です。今後はどのように固定的性別役割分担意識の解消を進めていくのでしょうか。

○男女共同参画推進課長

性別による固定的役割分担意識の解消につきましては、今後、関係各課との連携をさらに強化しながら、引き続き家事・育児シェアシートの利用促進に努めてまいります。併せまして、

積極的に行っております出前講座や各種研修等を通じて、性別による固定的な役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○金子委員

育児・家事シェアシートだけではなく、様々な方法で固定的性別役割分担意識の解消を進めていただくよう要望いたします。終わります。

○委員長

次に、90ページ、総務管理費、男女共同参画推進費、男女共同参画推進セミナー事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

90ページ、男女共同参画推進セミナー事業について、成果説明書45ページの事業についてお尋ねします。男女共同参画推進セミナー事業の今年度の内容についてお尋ねします。

○男女共同参画推進課長

令和6年度は女性管理職の登用を推進する取組の一環として、「背中を見せて寄り添って」と題した女性の活躍推進研修を実施いたしました。本研修では、女性管理職を増やすために課長職に求められる役割や、職場における支援の在り方などについて学んだ内容となっております。

○石川委員

男女共同参画推進セミナーの効果についてお尋ねします。

○男女共同参画推進課長

令和6年度に実施いたしました女性活躍推進研修終了後のアンケートでは、約85%の受講者が「よく理解できた」、「理解できた」と回答しております。併せまして、管理職は一般職とは違うやりがいや楽しさもあるということを見せていきたいといった実践を意識した感想も寄せられており、課長職を対象とした研修を通じて、組織全体における男女共同参画への理解と関心が一層深まったものと認識しております。

また、施策立案の中核を担う課長職の意識向上が職場環境の改善につながり、その結果、組織力の強化、さらには第2次男女共同参画後期プランの基本理念として掲げております「男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」に向けた政策の推進に寄与するものと考えております。

○石川委員

課題についてお尋ねします。

○男女共同参画推進課長

本セミナーの講師につきましては、学識経験者や関連分野で活躍されている方を外部講師として招聘しており、今後も関係機関と連携を図り、よりよいテーマや講師の選考に努めてまいりたいと考えております。

○石川委員

今後の展望についてお尋ねします。

○男女共同参画推進課長

本セミナーを継続して実施することで、組織全体の男女共同参画に関する理解を一層深め、庁内一丸となって実効性の高い施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○石川委員

先ほどのご答弁で、第2次男女共同参画後期プランの基本理念をお答えいただきました。男女共同参画推進とは、性別に関係なく、全ての人が尊重され、自分らしく社会に参画できる環境を整える取組です。

女性の社会進出を促す女性活躍の推進だけではないということだと思っておりますけれども、管理職向けの研修では、育児・介護との両立支援や柔軟な働き方の意義、男女共同参画の施策を、

誰のために、何のために行っているかを明確に伝えるような取組、無意識の偏見への気づきの機会を提供できるような取組を、引き続き推進してください。事業の今後に向けた要望として、質問を終わります。

○委員長

次に、93ページ、総務管理費、諸費、自治会運営事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

93ページの行政協力員等謝礼金の行政協力委員の委任状についてお伺いできればと思います。

○まちづくり推進課長

自治会長及び隣組長につきましては、飯塚市行政事務の一部を委嘱する規則に基づいて、行政協力員及び行政協力補助員として行政事務の一部を委嘱しております。委嘱に当たりまして、行政協力員及び行政協力補助員に対して委嘱状を交付しております。

○藤堂委員

では、令和6年度の交付件数をお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

令和6年度当初は、行政協力員269名、行政協力補助員2687名に委嘱状を交付しております。また、年度途中で自治会長、または隣組長の変更届により、行政協力員4名、行政協力補助員22名に、新たに委嘱状を交付しております。

○藤堂委員

最後に意見させていただければと思います。今年、私は隣組長で委嘱状を頂きました。ありがとうございます。ただ、私なりに調べてみまして、委嘱状については法的な根拠というものは明確にはないのかなというふうに思いまして、これは私の理解が誤っていれば、後でご指摘いただければと思います。

その前提で、自治会長については代表して委嘱状を交付するのが賢明かなというふうに思うんですけども、隣組長に関してまで要るのかというところをちょっと思っておりまして、現在、2687名分を作成いただいていると思うんですけども、ヒューマンエラーであるとか、作成にかかる時間とかを考えると、その分を地域活動、地域を回るとか、そういうふうな方向に転換したほうが有効ではないかと思っております。結論、私は手間と時間を考えたら要らないんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、私個人の意見になりますので、もしよければ、自治会長の連合会とかに振っていただいて、そこでご議論いただければ、民主的で適切ではないかと思っておりますので、ご検討のほど、ぜひよろしく申し上げます。以上です。

○委員長

次に、93ページ、総務管理費、諸費、空家等対策事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

続きまして、空家等対策事業の老朽危険家屋解体撤去補助金についてお伺いします。まず、3か年の実績についてお尋ねいたします。

○建設政策課長

補助金につきましては、現地調査による老朽危険度判定の合計が100点以上の老朽危険家屋を交付対象としており、補助対象経費の2分の1以内、上限50万円を補助金として交付しております。

過去3か年の実績につきましては、令和4年度が交付件数21件、交付金額964万5千円、令和5年度が交付件数6件、交付金額277万4千円、令和6年度が交付件数18件、交付金

額は880万4千円となっております。

○藤堂委員

補助金を活用した家屋の解体については、市民の安心安全や財産を守ることにつながりますので、この制度は大変意義のあるものと思っておりますが、何か課題などがあれば、ご答弁願います。

○建設政策課長

空き家に関する相談件数は年々増加傾向にありまして、空き家が大きな社会的問題であることを実感する中で、当該補助金制度を活用することで、過去に苦情等のあった空き家が解体に至ったケースや、本補助金が空き家の解体を決断するきっかけとなったケースがあり、空き家の解消や除却の促進に一定の効果を上げているものと考えております。

課題につきましては、本補助金に関する相談につきましても同様に、年々増加傾向にございますが、本補助金を活用するには、先ほど申し上げた適応要件に該当する必要があるとあり、交付対象となり解体に至る方がおられる一方で、要件を満たさなかったために解体を諦める方もおられます。

要件を満たさない場合には、相談者に対し空き家情報バンクの登録を働きかけるなど、空き家の活用を促しておりますが、活用が困難なケースもあり、その際は、適切な管理や自主解体等についてお願いをしている状況でございます。

○藤堂委員

課題の共有、ありがとうございました。

依頼のあった空き家が100点を満たさず、諦める方がいるとのご答弁でしたが、非常にもったいないというふうに思っております。空き家の問題点は、皆様御存じかと思われませんが、治安の悪化であったり、景観の悪化、衛生・防災のリスク、資産価値の低下、様々あるわけですが、皆様に来る依頼等々が増えれば、その分、対応にコストもかかってくるわけで、それは年々増えていくというのが予想されます。

仮にですが、本市のほうで100点未満の点数だった場合、先ほどご答弁いただいた90点とかですね、そういう点数に応じて解体費を出すような制度があつて、そこにインセンティブがあれば、空き家が解体されて、様々な問題が解消に向かうのではないかなというふうに思っております。土地に流動性も生まれて、価値も生まれて、新しい循環ができるのではないかと考えております。

私としては、この後で質問するんですけど、住宅改修補助金はやめて、こちらを充実させていただければというふうに思っております。最後、意見です。ご検討のほど、よろしく願います。

○委員長

同じく、空家等対策事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

同僚議員が同じ質問をしていますので、重なっているところは削除したいと思います。まず1点目に、老朽危険家屋解体補助金の交付の要件となっております判定基準があるというふうに思うんですが、この判定基準はどのようなものなのか、まずお示してください。

○建設政策課長

まず、老朽危険家屋とは、本補助金が社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業に定義されています住宅地区改良法に規定する不良住宅で、居住等をしていないことが常態であるものをいいます。

不良住宅の判定の基準につきましては、国土交通省住宅局住環境整備室が示しております「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」において、住宅地区改良法施行規則における「住宅の不良度の測定基準（木造住宅等）」に基づいて定められております。

具体的には、外観目視により判定ができる項目として、4つの評定区分と8つの評定項目に基づき、最高評点260点に対して、建築士の外観目視による不良度評点の合計点数が100点以上となるものを不良住宅として認定し、本補助金の交付対象としております。

○田中武春委員

それでは、ただいま答弁がありました。不良度判定における評点の内訳についてどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○建設政策課長

不良度判定の評点につきましては、先ほど答弁いたしました外観目視による判定基準となりますが、まず4つの評定区分として、「1. 構造一般の程度」、「2. 構造の腐朽または破損の程度」、「3. 防火上または避難上の構造の程度」、「4. 排水設備」となっております。

次に、評定項目としましては、基礎、外壁、土台、柱またははり、屋根、雨水として、評定区分ごとに評定項目を8つ設けております。

詳細を申し上げますと、「1. 構造一般の程度」の区分では、基礎と外壁の2項目に関する評定で、最高評点で45点となっております。

次に、「2. 構造の腐朽または破損の程度」の区分では、「基礎、土台、柱またははり」、外壁、屋根の3項目に関する評定で最高評点が175点となっております。

3区分目の「3. 防火上または避難場の構造の程度」につきましては、延焼のおそれのある外壁の有無、並びに屋根における可燃性材料の利用有無の2項目に関する最高評点が30点となっております。

最後に、4区分目といたしまして「排水設備」につきましては、雨水の項目として、雨樋の設置状況について評点を10点に設定しております。

○田中武春委員

次に、補助金の金額とか実績を聞こうと思ったんですが、同僚議員がもう言いましたので、割愛します。

この補助金については、市内の老朽危険家屋の解体及び撤去を行う者に対しまして、経費の一部ではありますが、予算の範囲内で補助することにより、その周りの生活環境の保全とか、安全・安心、それから防犯防災のまちづくり推進を図る意味でも、大変必要な事業というふうに考えておりますので、こういう補助金がありますということ、市民への周知に取り組んでいただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

そのほかではないんですけど、先ほどの88ページのところで質問しそびれておりましたので、質問させてください。

3つのうちの1つ、まちづくり協議会補助金は終わったんですけど、一般コミュニティ助成事業金と協働のまちづくり応援補助金、この2点について質問させていただきます。

1点目は、一般コミュニティ助成事業助成金240万円について、この事業目的と内訳について説明してください。

○市民活動支援課長

コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために実施している事業でございます。市が窓口となっており、福岡県を通じて自治総合センターに申請を行っております。

決算額240万円の内訳につきましては、一般コミュニティ助成事業、対象経費の補助率10分の10の採択を受けた団体、穂波地区の自治会でございますが、市を通じて交付したも

のでございます。採択された団体におきましては、自治会・コミュニティ活動等で使用する机、椅子、テレビ、お祭りの備品等を購入しております。

○金子委員

申請については、市が窓口ということですが、周知はどのような仕方を取っておりますか。

○市民活動支援課長

対象となる団体は、市が認めるコミュニティ組織、自治会となっております。広報の仕方でございますが、市職員が閲覧する庁内掲示板で各課に周知を行い、募集を行っております。希望を募りまして申請を行っております。この時期は年1回、9月頃、次年度の申請、申込みを承るというふうな段取りでございます。

○金子委員

過去の実績、そしてその成果、また課題についてお尋ねいたします。

○市民活動支援課長

過去3年の実績について説明させていただきます。令和4年度、採択件数が2件でございます。これは2つの自治会が採択されております。令和5年度につきましては採択が1件、これも自治会が採択を受けております。令和6年度につきましても1件で、これもまた自治会が採択となっております。

成果と課題についてでございますが、成果としましては、採択された団体におきまして、地域コミュニティの活性化に寄与したものと考えております。現状、福岡県で採択枠が設けられておりまして、本市におきましては毎年1件から2件の採択を受けておる状況でございます。申請に関しまして、採択されるまでには数年、申請を続ける点が課題であるというふうに考えております。

○金子委員

採択数は少ないものの、今回240万円という決算額が出ておりまして、コミュニティ活動ではすごく有効なものだと考えますので、しっかり周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

2つ目が、協働のまちづくり応援補助金213万7千円です。同僚議員が実績等を聞きましたが、この事業は令和2年から5年続いている事業です。今までの予算額、そして決算額をお尋ねいたします。

○市民活動支援課長

令和2年度予算額は300万円、決算額は45万8千円となっております。令和3年度につきましては予算額420万円、決算額が197万円。令和4年度予算額は600万円、決算額が267万8千円。令和5年度予算額600万円、決算額が339万5千円。令和6年度予算額300万円、決算額は213万7千円となっております。

○金子委員

決算額と予算額を見ますと、決算額が予算額に対して低いなという印象がありますが、また、その予算額も年々小さくなっているという状況です。その理由、また決算額が予算額まで使い切れなかった理由をどのようにお考えなのか、お答えください。

○市民活動支援課長

コロナ禍もあり申請件数が伸び悩んだ傾向がございました。このほかにも、本事業がまだまだ浸透していないことや、申請書類の作成手続に慣れていない団体が多いことも理由として考えられます。

○金子委員

5年間の経過や、なぜ予算額が少なくなってきたか、また決算額も少なくなってきたか、分かりました。

では、令和6年度の成果はどのようにお考えでしょうか。

○市民活動支援課長

制度ができてから5年が経過し、59件の事業が実施されました。市民等をはじめとする各活動団体が、自主的に事業を企画・運営する場が広がり、地域課題の解決や地域の活性化が着実に進んでいると感じております。

特に、行政が直接、同様の事業をするよりも、コストを抑えた運営や実施が実現され、限られた財源を地域の課題解決へ効果的に配分できた点も、一定の効果だというふうに考えております。

○金子委員

本当に市民の活動が目に見えて分かる活動だなと私も感じているところです。

では、課題についてはどのように捉えられているのでしょうか。

○市民活動支援課長

課題としまして、市民等及び活動団体が主体となる活動におきましては、それぞれの立場、特性を反映した柔軟な取組である反面、ニーズが多様であることが多く、それを的確に捉え、継続的に適切な支援を提供していくには、制度の適用範囲や運用基準の見直し等が必要であると認識しております。

今後におきまして各種支援制度を検証し、各団体のニーズに即した活動、自主自立した活動が推進できるよう支援体制の拡充を図っていきたいというふうに考えております。

○金子委員

市民活動は本当に多様なものだと思います。そして、この事業は単年度で終わるものではなく、数年かかって市民の方が活動を上げられていけるような事業だと思っております。

今年度、残念ながら、この事業がなくなっておりますが、市民活動が活発になっている今だからこそ、再開していただきますよう要望して、質問を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

総務管理費、地域振興費、同僚議員が資料要求しました追加資料の中の44ページと45ページについて、1点ちょっと質問させてください。

44ページのコミュニティバス等運行事業に関する契約状況の表の1番下、下段のほうに受付業務を委託されていると思うんですよ。この委託内容、例えばコミュニティバスと、その次のページの45ページにある予約乗合タクシー、全ての受付業務ですか。

○地域公共交通対策課長

ただいまご質問のありました予約乗合タクシー予約受付業務、この委託に関しましては、予約乗合タクシーの受付業務ということになります。こちらのほうにつきましては、この表で説明をさせていただいておりますけれども、この予約乗合タクシー受付業務につきましては、株式会社ソフトウェアセンターと委託契約を締結しております。福岡ソフトウェアセンター内に予約センターを設置し、そこで予約乗合タクシーの受付業務を行っております。

この受付業務の内容としましては、予約乗合タクシーの予約の際に、ランダムに入る予約に対しまして、乗降時間やルートなどにおいて効率のよい運行を自動生成するもので、このシステムでするものでございまして、予約乗合タクシー受付業務においてオペレーターがその場で利用者と調整し、希望に合う運行内容を設定するものとなっております。

○赤尾委員

予約乗合タクシーの予約の受付業務のみということですね。コミュニティバスの運行事業の委託料も予約乗合タクシーの運行事業の委託料も、表で示されていますけど、令和4年度から令和6年度、3か年の推移で減少傾向にあるじゃないですか、微減ではありますけど。それにもかかわらず、この受付業務は令和4年度から一切変わらないというところは、何か理由があ

るんですか。

○地域公共交通対策課長

コミュニティバス等につきましては、運行日数等によって若干変わるものになってございます。予約乗合タクシーの受付業務につきましては、年間通して平日と、あとお盆の期間、年末年始の期間ということで、日数等は大体確定しておりますので、その分で変更がないような形になっております。

○赤尾委員

利用者とかそういうのは減少するけれども、受付業務に関しては変わらないと、そういう理解でいいですか。

○地域公共交通対策課長

予約受付業務に対する委託ということになっておりますので、そちらのほうで積算したような形になっております。

○赤尾委員

ちょっと調べたら、国交省が自動車運送事業経営指標というのを出されているんですよ。その中にタクシー事業の原価構成というのがあります。この中で人件費とか燃料とか車両とか保険料とかあるんですけど、その中に経費というのがありまして、恐らくこの受付業務みたいなのがここに該当するんじゃないかなと思うんですけど、構成比率が12%ぐらいです。ざっと計算するだけで、本市が委託しているこの受付業務の委託料の割合、この比率が18%ぐらいと高いので、ここら辺はちょっと調査していただいて、次回の予算のときは、しっかりと委託料については検討いただきたいと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、第1款 議会費及び第2款 総務費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:04

再 開 16:08

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第10号までの10件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明9月25日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、令和6年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。